

第3期 小野市地域福祉計画

– 自ら関わる地域共生社会の実現をめざして –

2018 – 2022

【素 案】

平成30年3月

小野市

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1 数値からみる小野市の現状と課題	7
(1) 人口と世帯構成の推移	7
(2) 高齢者の動向	9
(3) 介護保険における要介護等認定者数の推移	10
(4) 子どもの動向	11
(5) 障がい者の動向	12
(6) 生活保護の動向	14
(7) 地域福祉活動の担い手等の動向	14
2 第2期計画における取組みの現状と課題	15
基本目標 1 ひとづくり	15
(1) 地域福祉の担い手の育成と発掘	15
(2) 福祉、地域、人権に対する意識の向上	15
(3) 地域福祉活動への市民参加の促進	16
基本目標 2 まちづくり	17
(1) 重層的・総合的な相談体制の整備	17
(2) 情報提供の充実と情報の共有化	17
(3) 人のつながりによる安全・安心への取り組み	18
基本目標 3 わ（和・輪）づくり	19
(1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進	19
(2) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進	19
(3) 既存資源の活用による拠点づくり	20
基本目標 4 りそう（理想）の福祉づくり	21
(1) サービスへつなぐ仕組みの充実	21
(2) 多様なサービス提供主体の確保	21
(3) 社会福祉協議会との連携強化	22
3 市民意向調査の概要等	23
4 見直しにあたっての進め方、重点的視点	34

第3章 基本理念と基本目標	35
1 基本理念	35
2 計画の基本的な視点	35
3 計画の基本目標	37
4 施策の体系	39
第4章 地域福祉推進に向けた取り組みの展開	40
基本目標1 ひとづくり	40
(1) 地域福祉の担い手の発掘と育成	40
(2) 福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進	41
(3) 地域福祉活動への市民参加の促進	42
基本目標2 まちづくり	43
(1) 重層的、総合的な相談体制の整備	43
(2) 多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進	44
(3) 人のつながりによる安全、安心への取組み	45
基本目標3 わ（和・輪）づくり	47
(1) 地域住民による支え合いと見守りの推進	47
(2) 地域福祉ネットワークの構築	48
(3) 地域の絆を深める居場所づくりの推進	49
基本目標4 りそう（理想）の福祉づくり	50
(1) 多様なサービス提供主体の確保	50
(2) 社会福祉協議会との連携強化	51
(3) 新たな福祉サービスの構築	52
第5章 計画の推進	53
1 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進	53
2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	58
3 地域福祉推進体制の整備	58
資料	59
用語の説明	59
平成29年度 小野市社会福祉協議会ボランティアグループ登録一覧	62
小野市シニアサポートモデル事業認定団体一覧	63
平成28年度 小野市地域づくり協議会事業実施状況	64
平成29年度 小野市役所福祉関係の相談窓口	70
小野市地域福祉計画策定委員会設置要綱	71
第3期小野市地域福祉計画策定委員会委員名簿	72
地域福祉計画策定委員会の開催経過	72

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者など地域を構成するすべての人々が主役となって、地域の生活課題を解決していく取り組みをいいます。

この地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者等が連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進することが重要です。このための計画が「地域福祉計画」です。

2 計画策定の背景と趣旨

戦後一貫した傾向である個人の価値観の多様化や家族の縮小、なにより21世紀になり誰の目にも明らかになった少子化、高齢化の影響もあって、家族や地域で相互に支え合う機能が弱体化し、また社会的なつながりも希薄になっています。さらに企業間競争の激化と雇用の流動化の高まりは若年者を中心としての生活不安をもたらし、さらに声高に呼ばれるようになった自己責任論もあって、ストレスの増大、それらを一因とする家庭内暴力や虐待、ひきこもり等、新たな社会問題となっています。

平成12年の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画の策定が示された背景には、社会問題の解決に地域福祉の推進が必要であるとの考え方があります。本市は、平成20年3月に「小野市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、5年ごとに見直しを行っています。

このたび、平成25年3月に策定した「第2期小野市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）の計画期間が平成29年度で終了することから、現状の福祉課題や『地域共生社会』の実現に向け地域福祉に求められる新たな要素を加え、「第3期小野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画策定時において、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月より施行されます。特に、地域福祉推進を謳う第4条に、新たに地域住民の役割として地域住民の課題の把握と関係機関の連携による解決に特に留意すること、また地方公共団体の責務に関する第6条に地方公共団体がそれを推進する措置を講じることが加えられた点、第106条の3で市町村の役割として、拠点整備等の住民参加促進、地域住民による相談と関係機関との連携体制の整備、そして生活困窮者自立支援事業における連携と支援が記載されたことに留意します。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

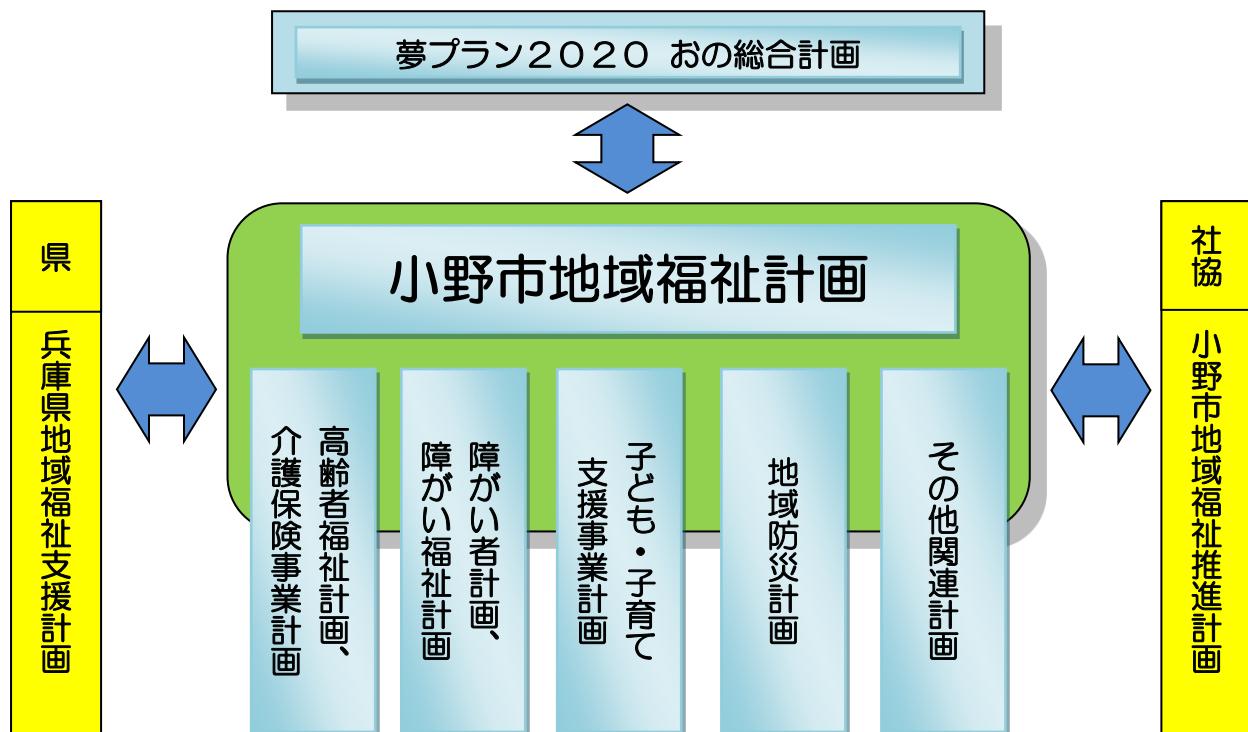
(2) 計画の性格

本計画は、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、「夢プラン2020おの総合計画」を上位計画とした個別計画として策定します。

また、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者計画及び障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「地域防災計画」等との調和を図るものであり、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものとします。

なお、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進母体である小野市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」との連携を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者等の連携・協働による地域福祉を推進することとします。

【小野市地域福祉計画と各計画等との関係】



※計画の重複する箇所が地域福祉を推進していくうえでの仕組みづくりにかかわる部分となります。

4 計画の期間

計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度の5ヶ年とします。

なお、進捗状況や福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化に応じて、今後も必要な見直しを行っていくものとします。

計画名	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
おの総合計画	H23～32									
地域福祉計画	第2期計画					第3期計画				
高齢者福祉計画、 介護保険事業計画						第6期		第7期		
障がい者計画	第2次（H24～29）					第3次（H30～35）				
障がい福祉 計画						第4期		第5期		

計画名	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
子ども・子育て支援事業計画										
地域福祉推進計画（社協）	次世代育成支援対策行動計画									
兵庫県地域福祉支援計画										

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、区長・自治会長、民生児童委員、福祉推進委員長、ボランティアグループなど地域福祉に携わっておられる市民の方々への意識調査を踏まえ、地域福祉の現状や課題を把握しました。

次に、庁内関係部署による「小野市地域福祉計画策定検討会」で、第2期計画の検証を通じて、本計画の原案をまとめ、「小野市地域福祉計画策定委員会」で原案の検討・審議を行い、パブリックコメントにより本計画の素案に対する市民の意見を聞くという手続きを経て、本計画を策定しました。

(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理

「小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画」など関係計画のアンケート調査の活用に加え、地域福祉に深く関わっておられる区長・自治会長、民生児童委員、福祉推進委員長及びボランティアグループへアンケート調査を行い、本市における地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

(2) 小野市地域福祉計画策定検討会の開催

本市の地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉に関する庁内関係部署で構成する庁内検討会を組織し、各部署が所管する分野別計画との調和を図りながら、本計画の原案を作成しました。

(3) 小野市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の見直し策定のために「小野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、庁内検討会で作成した原案等について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

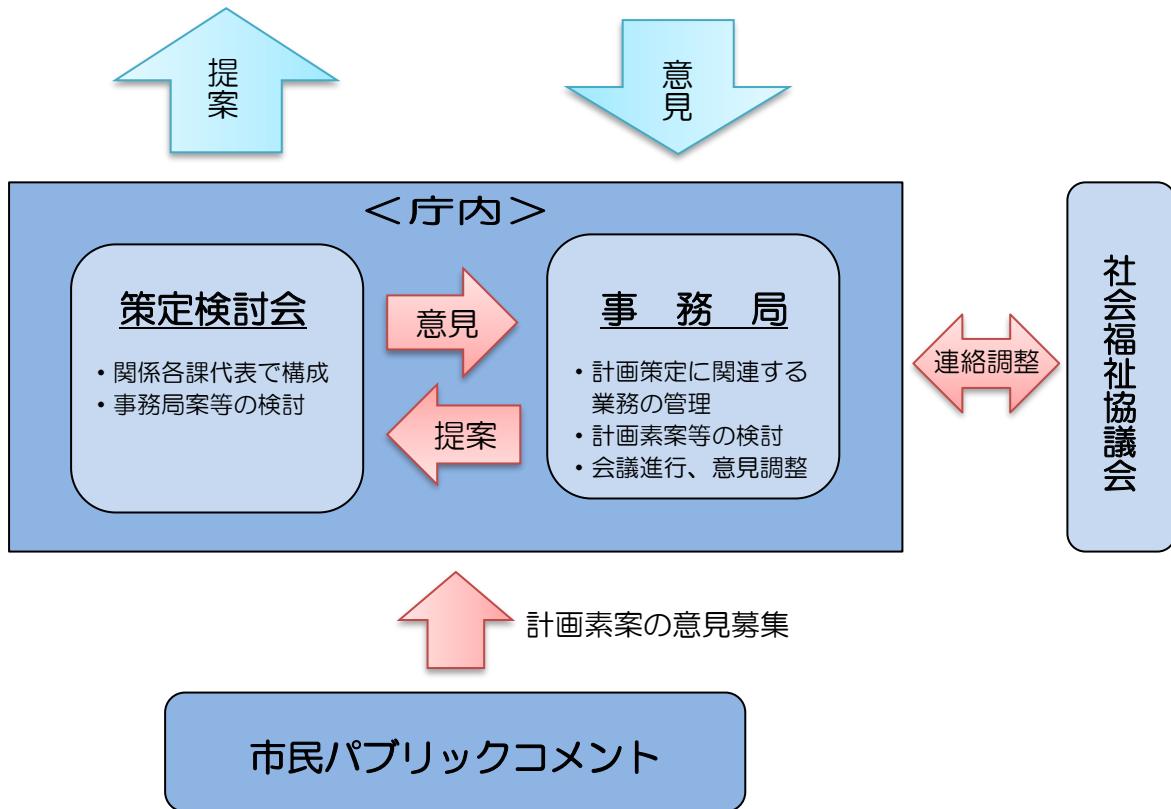
(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募りました。

【地域福祉計画の策定体制】

地域福祉計画策定委員会

○学識経験者、住民団体・関係団体代表、公募委員等で構成
○府内検討会、事務局等の提案・報告を基に計画内容を検討



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 数値からみる小野市の現状と課題

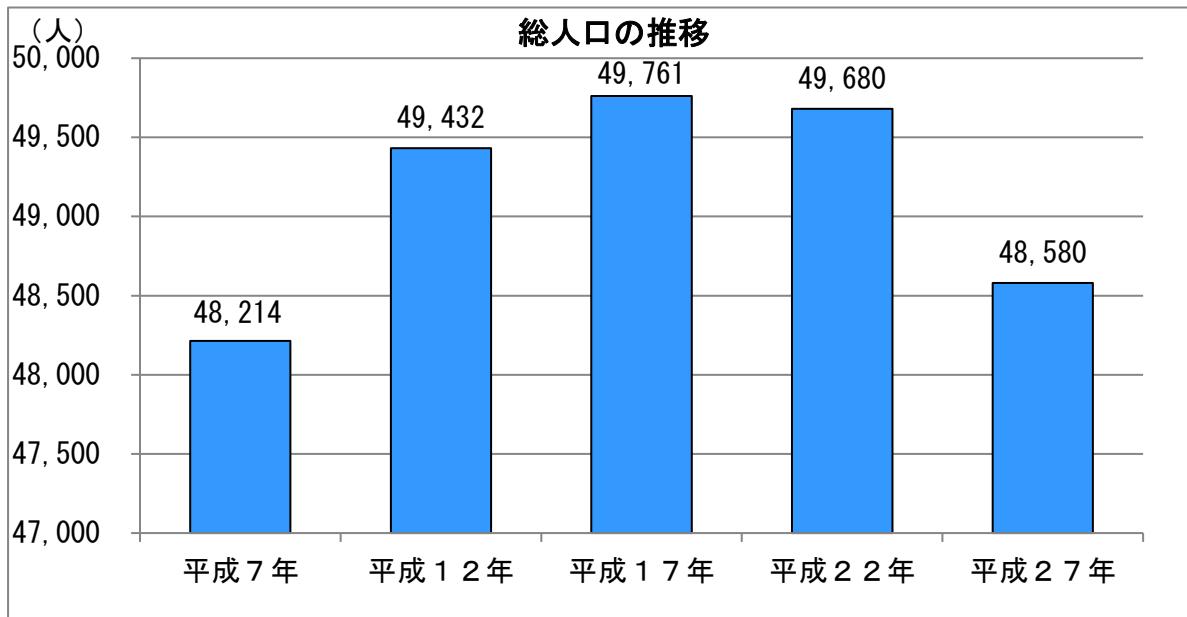
(1) 人口と世帯構成の推移

①総人口の推移

総人口の推移をみると、平成27年では平成22年からの5年間で1,100人の減少となり、48,580人となっています。

年齢別にみると、平成27年では、年少人口（0～14歳）は7,052人、生産年齢人口（15～64歳）は28,711人といずれも減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は12,647人と増加しており、全体の26.1%を占めています。



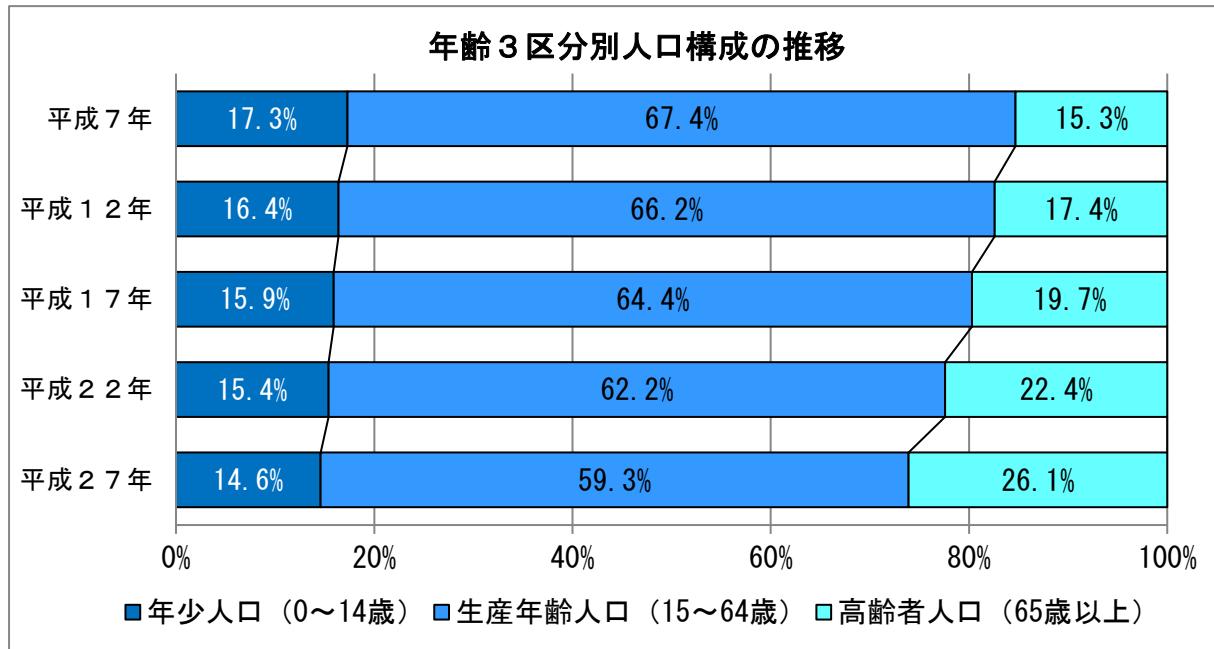
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口 (人)	48,214	49,432	49,761	49,680	48,580
年少人口 (0～14歳)	8,342	8,135	7,912	7,638	7,052
構成比 (%)	17.3%	16.4%	15.9%	15.4%	14.6%
生産年齢人口(15～64歳)	32,509	32,704	32,037	30,893	28,711
構成比 (%)	67.4%	66.2%	64.4%	62.2%	59.3%
高齢者人口 (65歳以上)	7,363	8,593	9,798	11,125	12,647
構成比 (%)	15.3%	17.4%	19.7%	22.4%	26.1%

(資料：国勢調査数値)

※総人口には年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合があります。)

②年齢3区分別人口構成の推移

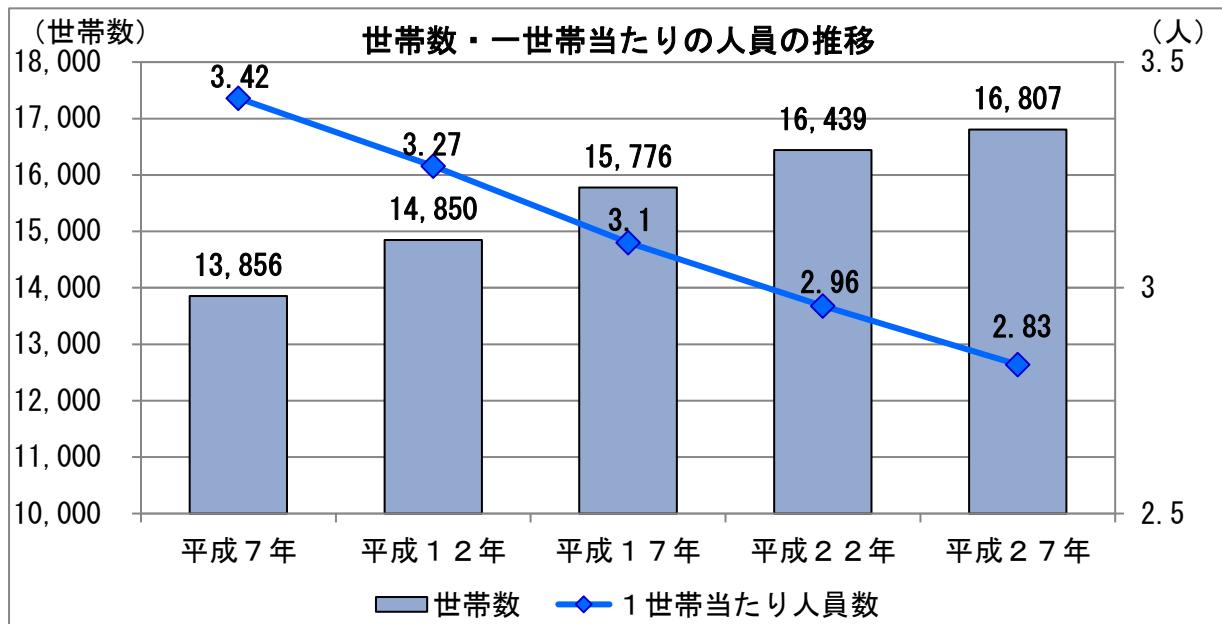
年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は年々低下しており、平成27年で14.6%となる一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続け、平成27年で26.1%になり、少子高齢化が進んでいます。



（資料：国勢調査数値　※総人口には年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合があります。）

③世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯数は増加していますが、その一方で1世帯当たりの人員数は、平成7年の3.42人から平成27年は2.83人となり、減少が続いています。



（資料：国勢調査）

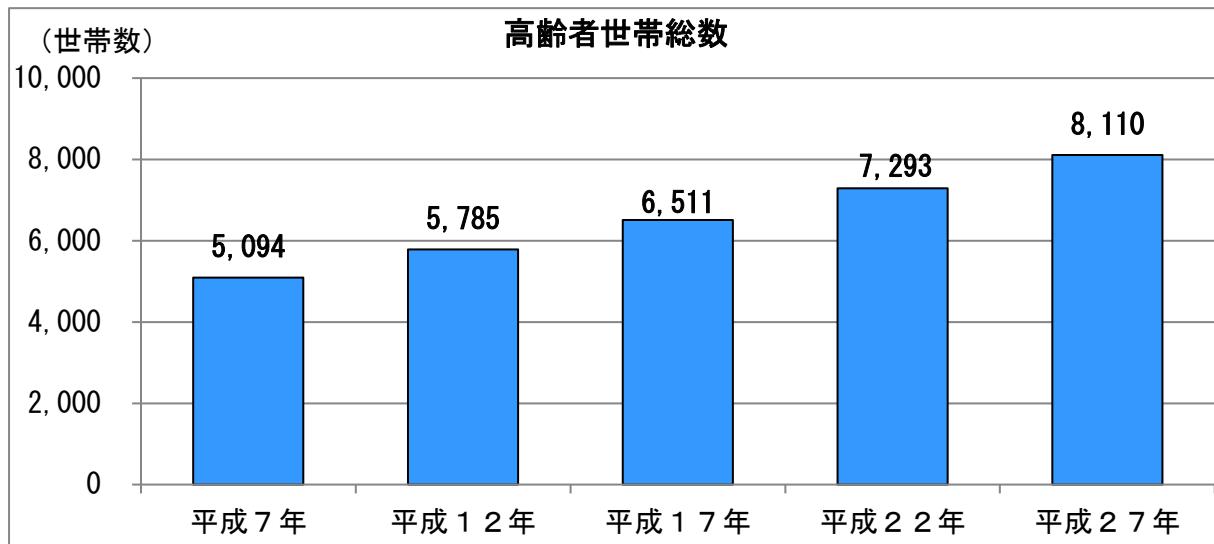
<課題>

生産年齢人口の占める割合が低下していること、また家族の規模が縮小していることから、家族での担い手の不足により育児と介護を同時に行ういわゆる「ダブルケア」が生じる等、家族のみで福祉を担うことが難しくなりつつあります。

(2) 高齢者の動向

①高齢者のいる世帯数の推移

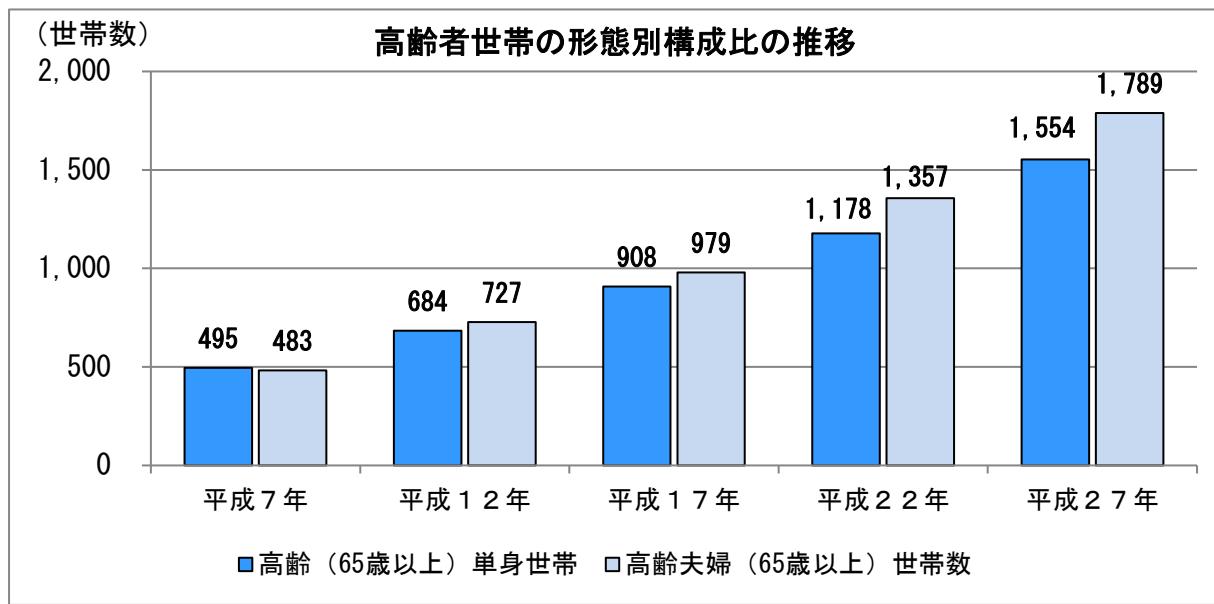
高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成27年で8,110世帯となり、平成7年に比べ3,016世帯増加しています。



(資料：国勢調査)

②高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

高齢者世帯の増加にあわせ、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者世帯に対する見守りや生活支援のあり方が重要になってきています。



(資料：国勢調査)

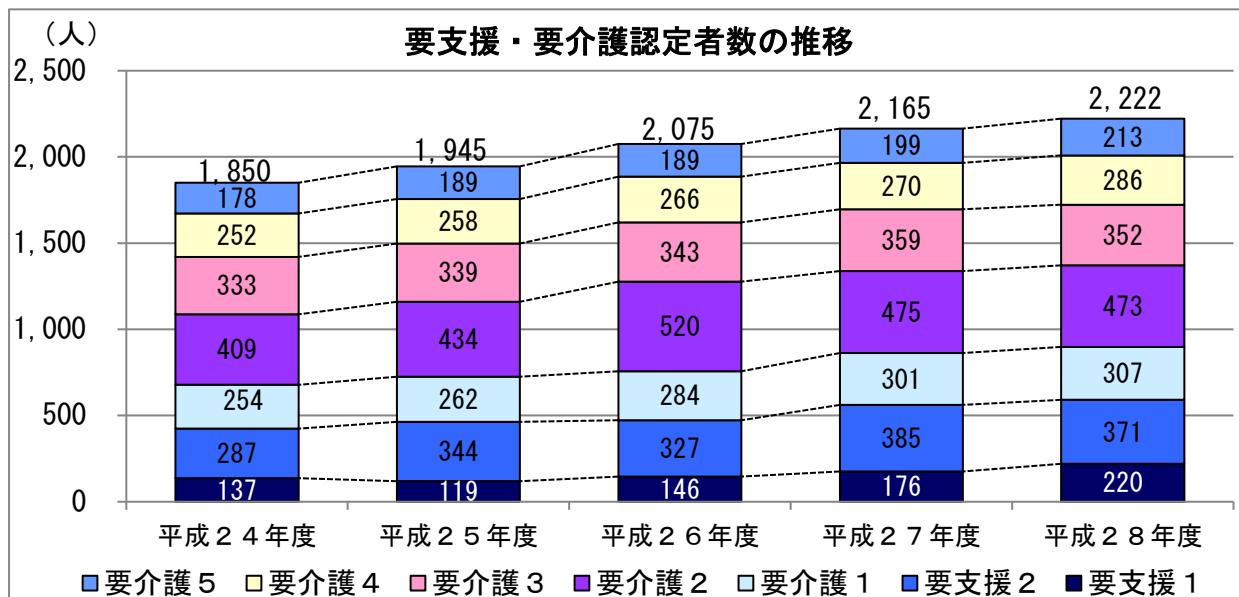
<課題>

高齢者のいる世帯は全世帯の過半数を占めており、市民誰もが、介護等の福祉と関わる可能性があります。また、その4割が単身、高齢夫婦世帯であり、老老介護など自力では支えることのできない世帯も増えています。

(3) 介護保険における要介護等認定者数の推移

①要介護認定者数等の推移

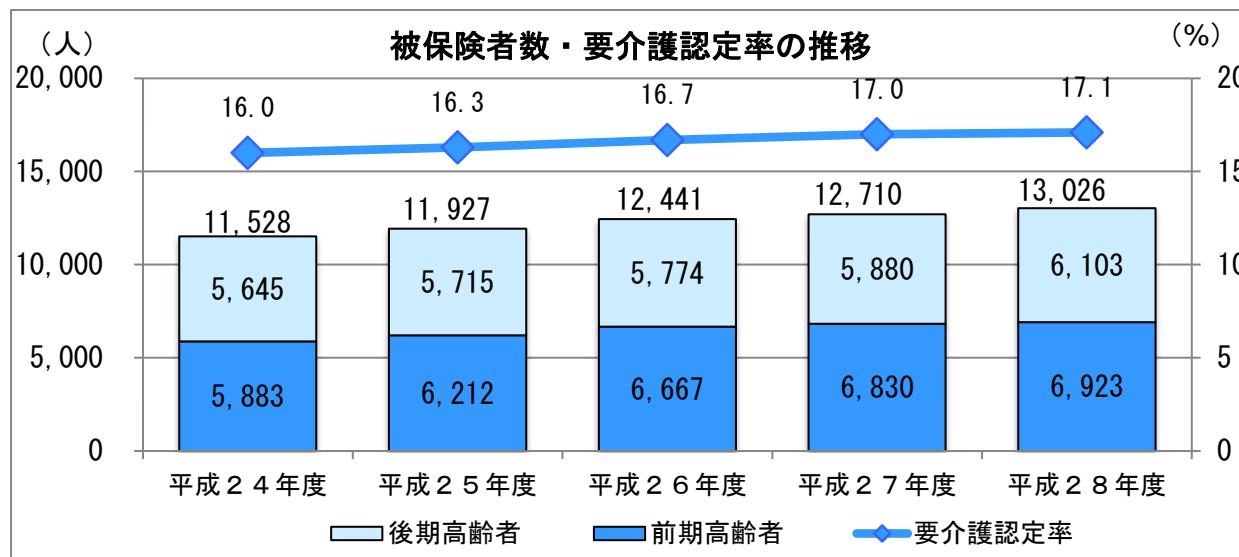
要介護認定者は年々増加しており、平成28年度で2,222人となり、平成24年度に比べ372人増加しています。介護度別にみると、平成24年度に比べ、要支援1、要支援2で80人以上の増加が見られます。



(資料：介護保険事業状況報告 各年9月末)

②被保険者数と要介護認定率の推移

高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加しており、平成28年度は13,026人で、平成24年度に比べ1,498人増加しています。また、要介護認定率は、16.0～17.1%の間で推移しています。



(資料：介護保険事業状況報告 各年9月末)

<課題>

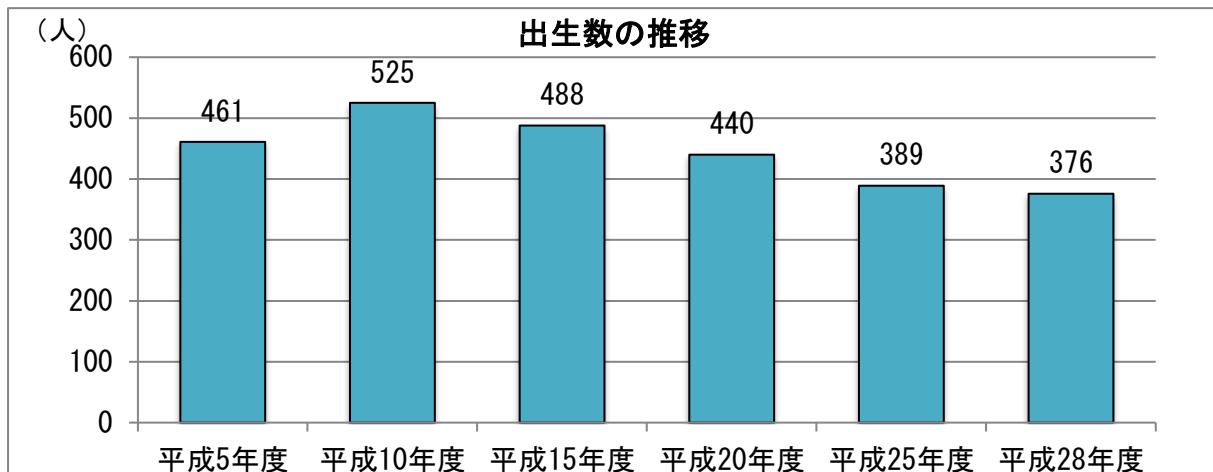
介護認定者については、要介護認定率が上昇していますが、今後、後期高齢者の方の数が増加すると、さらなる拡大も予想されます。一方で、要介護3以上の方の割合はやや低下する等、支援を受けることで日常生活を送ることのできる方多くあります。

(4) 子どもの動向

①出生数の推移

出生数は年により増減がありますが、平成 15 年度以降は、減少傾向が続いています。

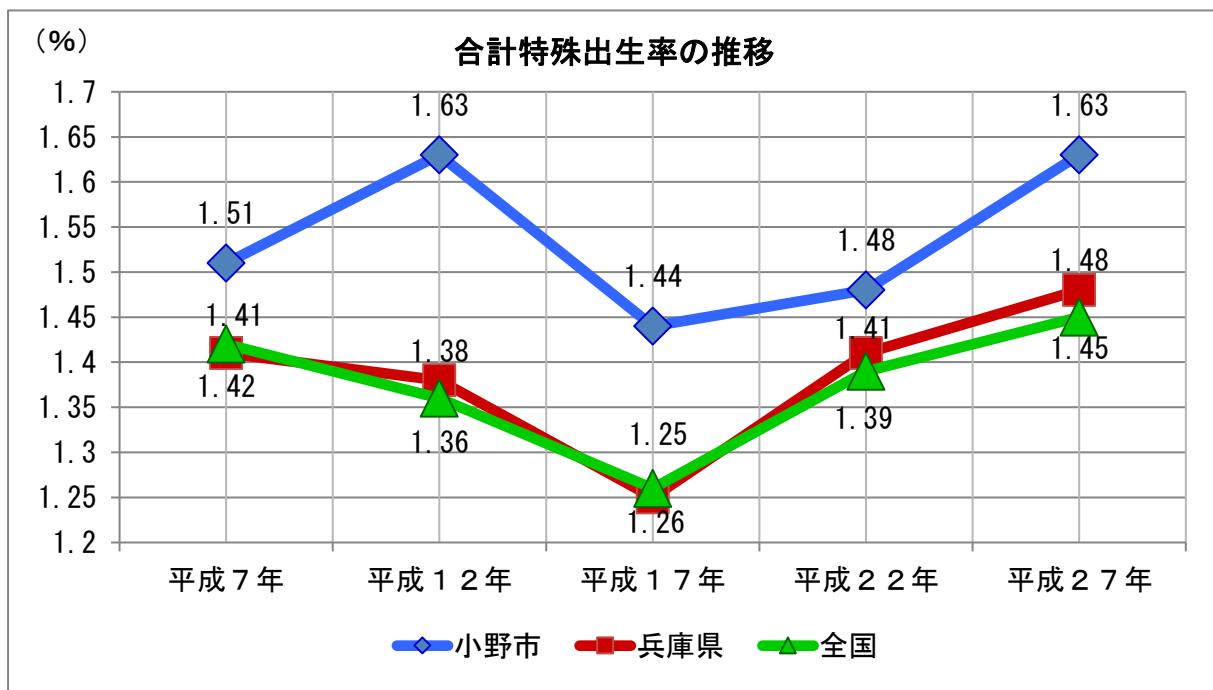
平成 28 年度は 376 人となっており、平成 10 年度と比べると 149 人減少しています。



(資料：市民課)

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、小野市では近年増加傾向にあり、平成 27 年は 1.63 になっており、全国、兵庫県より高くなっています。



(資料：兵庫県人口動態統計)

＜課題＞

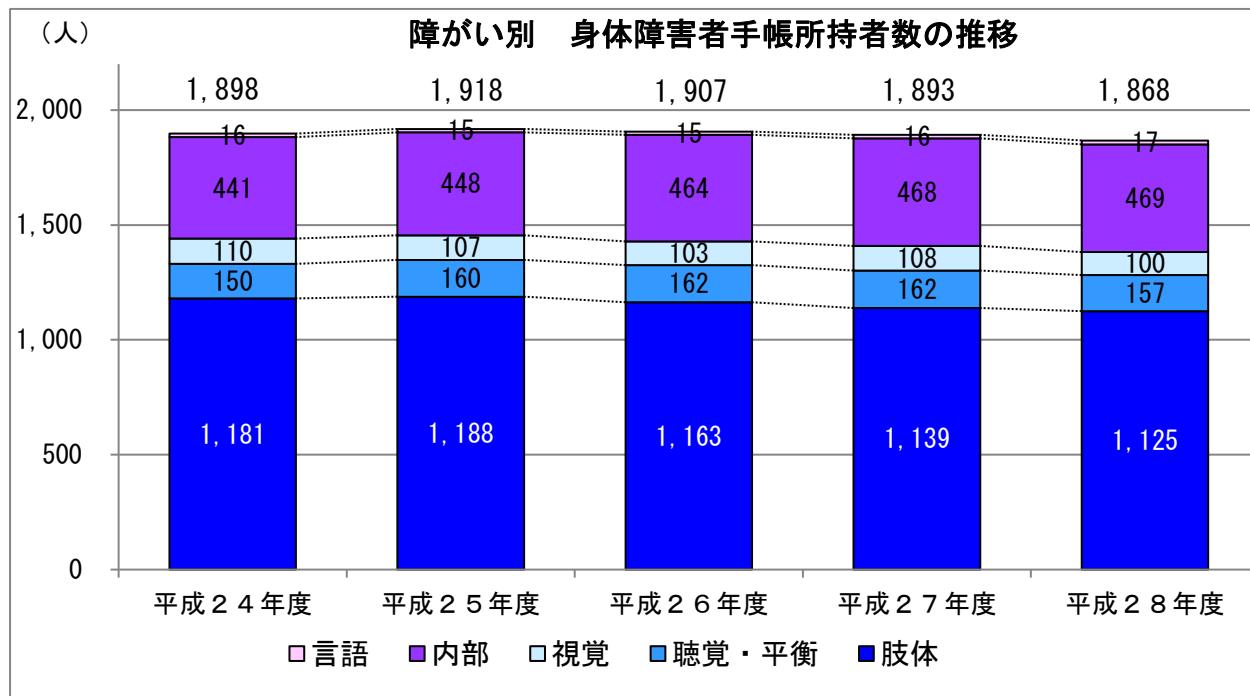
過去 10 年間、出生率は上昇していますが、出生数は低下しています。出産可能な女性の数の減少が要因です。今後、さらなる出生率の上昇だけでなく、子どもを産み育てる環境の整備が課題となります。また、出生率が平均よりも高く、一方で高齢者の世帯が多い点から、個々には、「ダブルケア」の発生も予想されます。

(5) 障がい者の動向

①身体障害者手帳所持者の推移

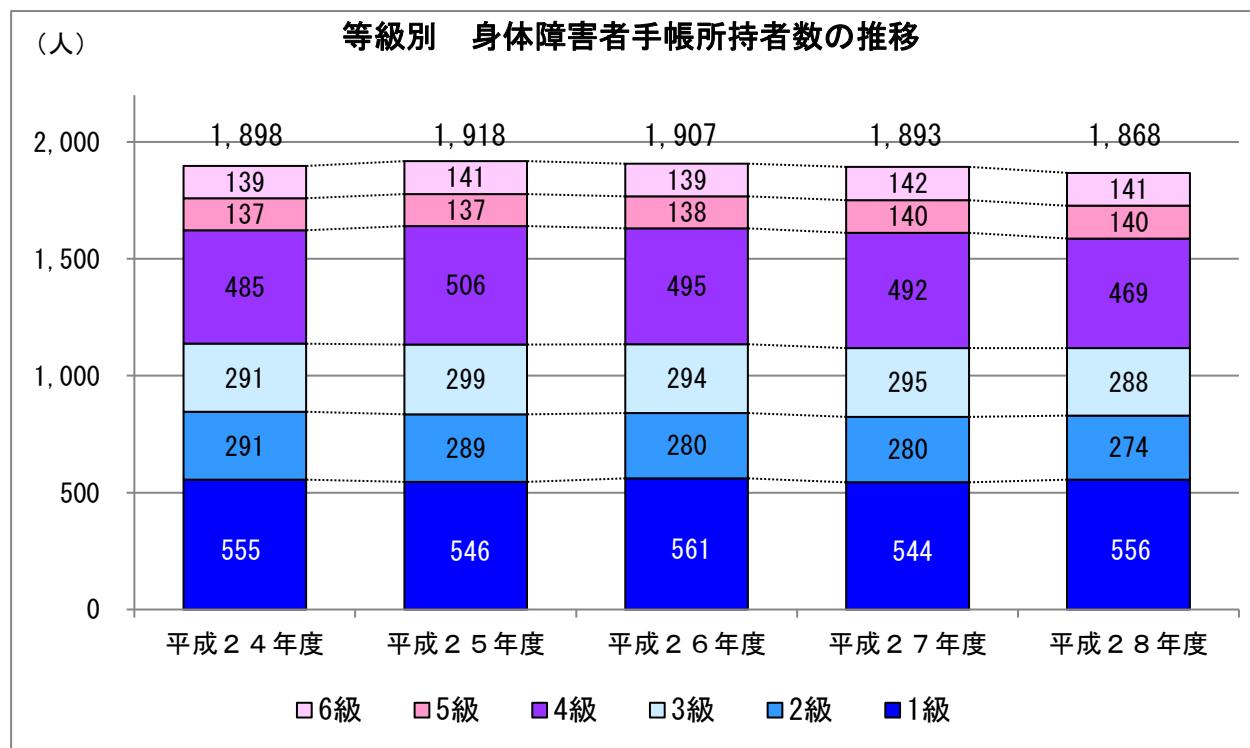
身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

また、障がい別では、肢体が平成28年度で60%を占めています。



(資料：小野市統計資料 各年度末時点)

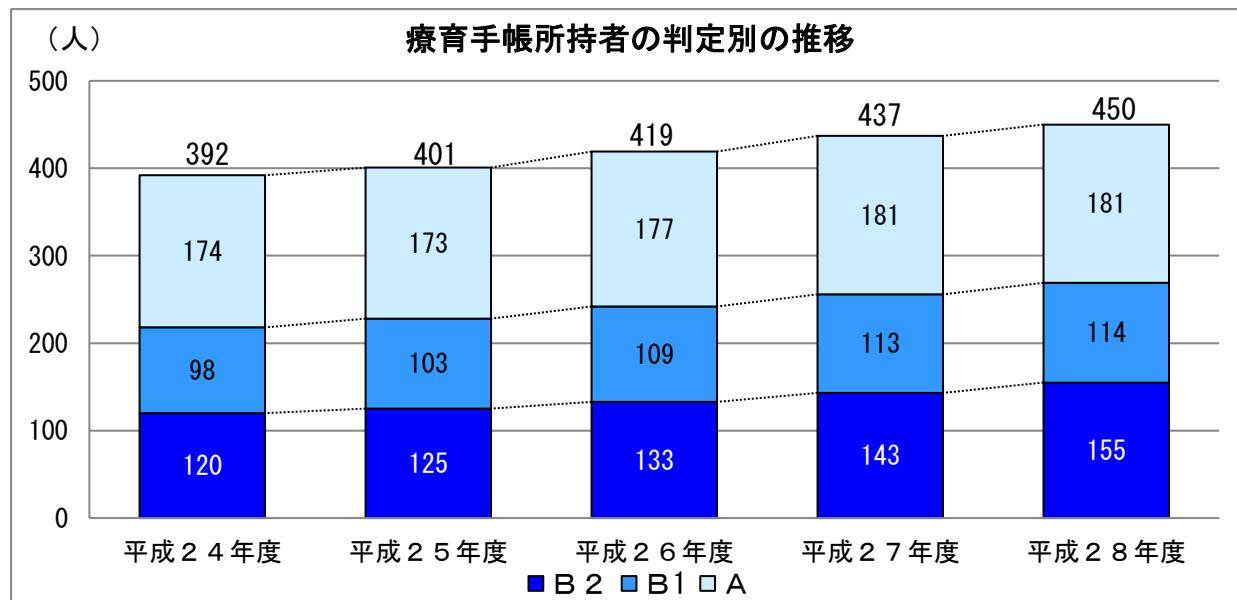
等級別に見てみると、平成28年度では、「1級」が556人と最も多く、次いで「4級」が469人となっています。



(資料：小野市統計資料 各年度末時点)

②療育手帳所持者の推移

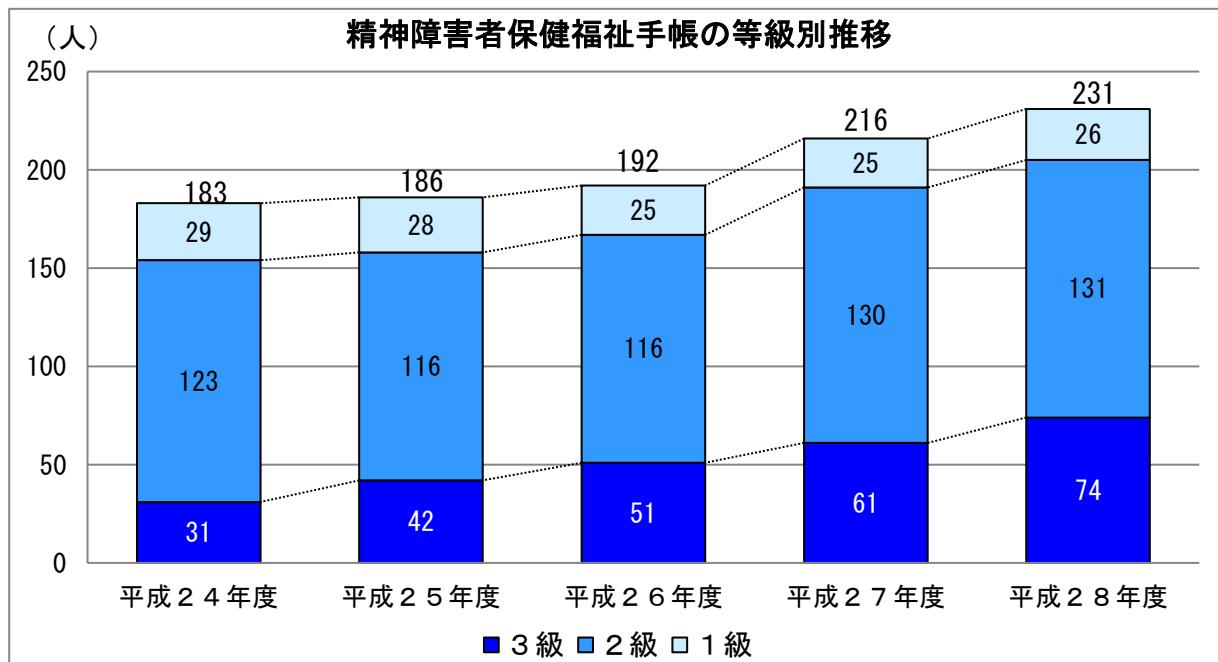
療育手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特にB2判定の伸びが大きい状況です。



(資料：小野市統計資料 各年度末時点)

③精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に3級の伸びが大きい状況です。



(資料：社会福祉課統計資料 各年度末時点)

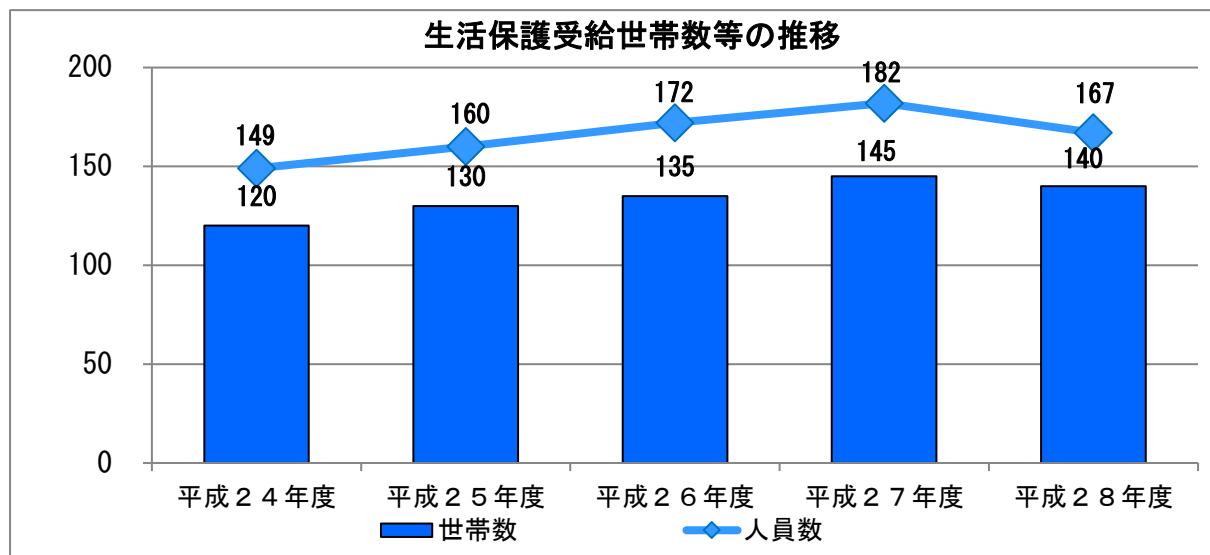
<課題>

内部障がいを除き、身体障がいの方の人数は減少しています。しかし、発達障がいの方*、精神障がいの方の数は増加しています。地域における社会的包摂を考えることが必要になります。

*兵庫県では、発達障がいの方（発達障がいと診断され、かつ自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により療育又は日常生活上の支援が必要と認めた方）にも療育手帳B2を交付しています。

(6) 生活保護の動向

生活保護は、受給世帯、人員ともに増加傾向でしたが、平成 28 年度は 140 世帯、167 人とやや減少しています。



(資料：社会福祉課統計資料 各年度末時点)

<課題>

生活保護の受給世帯数等は、平成 24 年度以降、上昇の傾向が見られます。高齢化に伴い、さらに増加することも懸念されます。また、若年者等の場合は、就労機会の拡大のための就労相談等、生活困窮者自立支援法との連携も課題です。

(7) 地域福祉活動の担い手等の動向

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
民生児童委員数 (主任児童委員含む)		107 人	107 人	108 人	108 人	108 人
老人クラブ	クラブ数	41	41	41	42	43
	会員数	2,659 人	2,603 人	2,554 人	2,526 人	2,499 人
社協登録ボランティアグループ	グループ数	21	22	21	20	20
	加入者数	388 人	392 人	363 人	321 人	314 人

(資料：社会福祉課、高齢介護課、社会福祉協議会統計資料 各年 4 月 1 日時点)

<課題>

高齢者数が増加する半面、老人クラブへの加入者は減少傾向にあります。高齢者の雇用が進んでいることも背景にあります。老人クラブが高齢者の親睦を図る役割に加え、相互支援の役割を担う等、多様化するニーズへの対応が必要であると思われます。社会福祉協議会の登録ボランティア数の減少には、構成員の高齢化が背景にありますが、ボランティア活動への意欲も多様化しており、それへの対応が求められます。

2 第2期計画における取組みの現状と課題

基本目標1 ひとづくり

(1) 地域福祉の担い手の育成と発掘

<主な取り組み>

- ・各ボランティア養成講座の開催等により、ボランティアを育成しています。
- ・夏休みボランティア体験講座（中・高校生対象）やセカンドライフ応援セミナー（シニア対象）等を通じて、幅広い年齢層のボランティア参加を促進しています。
- ・ボランティアグループへの活動助成を実施し、活動への支援を行っています。
- ・社会福祉協議会を中心にボランティア希望者にコーディネートを行っています。
- ・社会福祉協議会や市民活動拠点施設うるおい交流館エクラで、市民活動相談等を行っています。

<課題>

- ・地域活動を担うリーダーの不足
- ・ボランティア参加人員の固定化
- ・ボランティア講座受講後、実際の活動に繋がる方が少ない。
- ・ボランティア活動への意欲の多様化

<今後必要な取組み>

- ・地域活動を担うリーダーの育成支援の強化
- ・魅力的なボランティア講座の開催等による新たなボランティアの確保
- ・ボランティア活動等のより効果的な情報提供の実施、ボランティア活動への参加を促す新たな仕組みづくりの検討
- ・社会福祉協議会を中心としたコーディネート業務の更なる充実

(2) 福祉、地域、人権に対する意識の向上

<主な取り組み>

- ・町別自主学習会を定期的に開催し、人権に関する学習を行っています。
- ・地区単位でヒューマンライフ推進協議会を設置し、人権啓発員による人権啓発活動を行っています。
- ・障がい児童受入れに伴い保育士を加配する場合に補助金を交付し、障がい児の受入れに対する支援を行っています。
- ・特別支援学校と河合小・中学校で定期的に交流を行っています。
- ・福祉学習推進のための補助金交付、福祉器具の貸出し等を行っています。

<課題>

- ・学習会や講座の参加者が限られている。
- ・人権学習センター（ボランティア）の養成
- ・保育士の人員不足及び障がい児保育に係る保育士の知識不足

<今後必要な取組み>

- ・参加しない層への啓発活動、より魅力的な講座等の開催
- ・人権学習センター（ボランティア）の研修による研鑽
- ・保育士の確保及び障がい児保育についての研修機会の確保

(3) 地域福祉活動への市民参加の促進

<主な取り組み>

- ・ボランティアガイドブックの作成、講演会・研修会の実施、市HPでの市民活動団体の紹介等により、ボランティア活動に対する普及啓発を行っています。
- ・シニアサポートモデル事業による地域活動団体の設立支援（7団体）及び同団体への補助金助成を行う等、新たな活動団体に対する支援を行っています。
- ・社会福祉協議会の登録ボランティアへの活動支援を行っています。
- ・老人クラブ連合会に対し助成を行い、スポーツ活動や連合会運営の支援を行っています。

<課題>

- ・ボランティアガイドブックが紙ベースのため、情報のタイムリーな更新が困難
- ・ボランティア活動に対する認知度が低い。
- ・ボランティア団体会員の高齢化
- ・補助金終了後の団体活動低下の懸念
- ・老人クラブやサロンが無い自治会への支援不足

<今後必要な取組み>

- ・ボランティア等に関する情報のデータベース化の検討
- ・SNS等の新たな情報発信手段の検討
- ・団塊の世代のボランティア活動への参加促進
- ・団体の自立に向けたサポートの実施、新規団体の発掘
- ・補助金助成や出前講座の開催等による支援の強化

基本目標2 まちづくり

(1) 重層的・総合的な相談体制の整備

<主な取り組み>

- 平成24年度に「小野市福祉総合支援センター」をオープンさせ、高齢者や障がい者の相談から支援までの「ワンストップサービス」を実施しています。
- 平成28年度に「妊娠・子育てサポートセンター」を設置し、妊娠・出産・子育ての総合相談を行い、安心して産み育てるための支援を行っています。
- 平成28年度に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者の支援を強化しています。
- 民生児童委員による要援護者の見守り・訪問活動が実施されています。
- 民生児童委員による「心配ごと相談」(毎週火、木曜)を実施しています。
- 「ONOひまわりほっとライン」等の電話相談を実施しています。

<課題>

- 相談内容の複雑化、多岐化、深刻化
- 相談件数の増加に伴う相談員の不足

<今後必要な取組み>

- 相談員の更なる資質向上のための研修の実施、関係部署や関係機関等との連携強化による包括的な相談体制の構築
- 専門職員の確保等による相談体制の充実

(2) 情報提供の充実と情報の共有化

<主な取り組み>

- 子育てや介護保険のガイドブックの作成、各種パンフレット・チラシの作成等により、福祉情報の提供を行っています。
- 「育児ねっと」や「チャイコムねっと」により、子育て情報をメール配信しています。
- 各コミセンや大型商業施設等にポスターやパンフレットを設置しています。
- 平成28年度に区長会、民児協、福祉団体等を構成員として、「小野市生活支援体制整備推進協議会(通称:小野市よりそい協議会)」を設立し、情報の共有及び連携の強化を図っています。

<課題>

- ・目的に応じたきめ細やかな情報提供が不十分
- ・メール配信登録者数の伸び悩み

<今後必要な取組み>

- ・窓口での情報提供の充実、ガイドブック等の情報更新による掲載内容の充実、就労やボランティア情報等を一元化した人材バンクの設置の検討
- ・多種多様な方法による、より効率的・効果的な情報提供の実施

(3) 人のつながりによる安全・安心への取り組み

<主な取り組み>

- ・平成25年の災害対策基本法改正に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平成28年度に名簿提供に同意いただいた約900名の方の名簿を自治会や民生児童委員等に配布し、地域に住む避難行動要支援者の情報共有を行っています。
- ・平成28年度に民生児童委員に高齢者調査を依頼し、70歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯等の緊急連絡先や生活状況等の把握を行っています。
- ・パンフレットや勉強会の実施により、成年後見制度の周知・普及を行っています。

<課題>

- ・避難行動要支援者名簿の情報提供の同意に対する未回答者が多い。
- ・地域における独居高齢者等の把握が困難
- ・成年後見制度の認知不足

<今後必要な取組み>

- ・避難行動要支援者登録制度の周知及び名簿への登録の推進、名簿登録者の個別計画立案の推進
- ・民生児童委員の高齢者調査の継続実施等による独居高齢者等の状況把握
- ・成年後見制度の啓発活動の推進

基本目標3 わ（和・輪）づくり

（1）支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

＜主な取り組み＞

- ・市内6地区の地域づくり協議会に補助金を交付し、活動を支援しています。
- ・民生児童委員による独居高齢者等、要支援者への訪問が行われています。
- ・「ふれあいきいきサロン」「子育てサロン」活動への支援を行っています。
また、サロンへの出前講座を行い、地域の健康づくり活動を行っています。
- ・「小野市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じ、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。
- ・平成28年度に「小野市障がい者自立支援協議会」を立ち上げ、市内の障がい関係機関との連携強化や情報共有を行っています。

＜課題＞

- ・地域づくり協議会事業の固定化。地域づくり協議会委員やボランティア等の高齢化
- ・交流事業や話し合いの場への参加者の固定化
- ・小野市の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築

＜今後必要な取組み＞

- ・若い世代や団塊の世代の社会福祉活動への参加促進
- ・交流事業や話し合いの場への参加困難な方の参加促進
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくり

（2）多様な活動団体同士の交流・連携の促進

＜主な取り組み＞

- ・社会福祉協議会登録ボランティアで構成するボランティアグループ連絡会で交流の場を持ち、活動を支援しています。
- ・ファミリーサポートセンターの協力会員を対象とした研修会を開催しています。
- ・老人クラブに対し助成を行い、生きがいや健康づくりの活動を支援しています。
- ・民生児童委員と民生児童協力委員の合同研修会を開催し、情報共有を行っています。

<課題>

- ・ボランティアグループ加入団体数の伸び悩み、構成メンバーの減少と高齢化
- ・老人クラブ数及び加入人数の減少
- ・民生児童委員と民生児童協力員、自治会等の連携が不十分

<今後必要な取組み>

- ・ボランティア活動の啓発強化、ボランティアコーディネートによる希望者のボランティア活動への参加促進
- ・老人クラブ活性化への支援
- ・民生児童委員と民生児童協力員、自治会等の更なる連携強化

(3) 既存資源の活用による拠点づくり

<主な取り組み>

- ・小野地区地域づくり協議会では、商店街の空き店舗を利用した「小野陣屋まつり」を毎年開催しており、多くの市民が交流する賑わいの場となっています。
- ・コミセンを市民団体が利用する場合は、無料で交流の場を提供しています。
- ・地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保するために「まちなか広場整備事業補助制度」を設けています。
- ・町や自治会が行う社会奉仕活動等に助成する「地域のきずなづくり支援事業」を実施し、地域のきずなづくりを支援しています。
- ・小野商店街を中心としたユニバーサル社会づくり推進地区を対象に「ユニバーサル社会づくり推進地区施設改修費等補助金制度」を設けています。

<課題>

- ・小野陣屋まつりでは、地域づくり協議会が主体となっているが、一般市民の参画が少ない。
- ・補助金制度があってもニーズが乏しい。

<今後必要な取組み>

- ・小野陣屋まつりでは、一般市民への呼びかけを行い、参画者を増やす。
- ・補助金制度を継続するとともに、各種制度の周知を強化する。

基本目標4 りそう（理想）の福祉づくり

（1）サービスへつなぐ仕組みの充実

＜主な取り組み＞

- ・社会福祉協議会で自治会ごとに構築される「小地域たすけあいシステム」を推進しています。
- ・「小野市障がい者虐待防止センター」で虐待防止に向けた周知啓発、関係機関と連携した虐待への対応を行っています。
- ・平成28年度に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、電話や面接による相談を行っています。
- ・中学校、高校でデータDV予防等の学習の機会を設け、生徒・教職員・関係機関に啓発冊子を配布しています。

＜課題＞

- ・小地域たすけあいシステムを実施していない自治会がある。
- ・虐待等への早期発見、早期対応に結びつく体制づくり

＜今後必要な取組み＞

- ・社協事業説明会等での啓発や助成金交付等を通じ、小地域たすけあいシステムを実施する自治会の増加を図る。
- ・児童虐待における通報義務の周知徹底、問題を抱えた世帯を孤立させない地域セーフティネットの構築、関係部署・関係機関との更なる連携強化

（2）多様なサービス提供主体の確保

＜主な取り組み＞

- ・生活支援や介護予防のサポーター養成講座の修了生がおの介護ファミリーサポートセンターの協力員となり、インフォーマルサービスに従事されています。
- ・平成28年度から生活支援体制整備支援事業を社会福祉協議会に委託し、福祉課題の掘り起しとサービス提供者の発掘等に取り組んでいます。
- ・シニアグループが地域や社会の課題解決に向けて実施する有償の事業に対して助成を行い、活動を支援しています。

<課題>

- 既存のボランティアで対応しきれない福祉課題への対応
- シニア世代の地域福祉活動への更なる参加促進

<今後必要な取組み>

- 新たな福祉課題に対応するボランティアの育成の検討
- 地域や社会の課題解決に取り組むシニア世代の新たな団体及び人材の発掘

(3) 社会福祉協議会との連携強化

<主な取り組み>

- 「介護ファミリーサポートセンター」「育児ファミリーサポートセンター」での支え合い活動に取り組んでいます。
- 「小野市地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」との整合を図り、地域福祉の推進に努めています。

<課題>

- 第3期小野市地域福祉計画と第8期地域福祉推進計画（平成30年度策定予定）との連携
- 福祉ニーズの多様化への対応

<今後必要な取組み>

- 第3期小野市地域福祉計画と第8期地域福祉推進計画（平成30年度策定予定）との整合を図り、連携を強化することで一体的に地域福祉を推進する。
- 第2層生活支援体制整備推進協議会における福祉課題の掘り起こし、生活支援コーディネーターによる地域の支え合い活動への支援



3 市民意向調査の概要等

【小野市高齢者実態意向調査】

<調査概要>

「小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画」策定のために、小野市にお住まいの65歳以上の方を対象として、意見や要望、課題等を把握し、計画策定の基礎資料として役立てることを目的に実施。

実 施：平成29年3月 配布数：2,000 回収数：1,561（回収率78.1%）

対 象：市内在住の65歳以上の方（要介護1以上の方を除く）

<調査結果>

- ・「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行うとしたら参加者として参加したいか」という問い合わせについては、「ぜひ参加したい」が8.5%、「参加しても良い」が45.8%となっています。
- ・「上記の活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うか」という問い合わせについては、「ぜひ参加したい」が3.4%、「参加しても良い」が26.1%、「参加したくない」が56.9%となっています。
- ・「趣味、ボランティア、就労等、高齢者からの相談を総合的に受ける窓口の必要性」については、「どちらでもよい」が22.8%と最も高く、「窓口があればよい、また、窓口を利用したい」が21.9%、「窓口があればよいと思うが、自分は利用しない」が20.6%となっています。
- ・「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」については、「医師・歯科医師・看護師」が33.0%と最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」が24.5%となっています。また、「そのような人はいない」は27.3%となっています。

【小野市シニア活躍アンケート調査】

<調査概要>

アクティブシニアが輝く、生きがいと活躍の場の創出に向け、シニア世代のライフスタイルの実態や意識、ニーズを把握し、本市における生きがいと活躍の場の創出等に向けた取組の基礎資料として活用することを目的に実施。

実 施：平成29年7月 配布数：5,000 回収数：1,960（回収率39.2%）

対 象：市内在住の65歳から74歳の方（要支援・要介護認定者の方を除く）

＜調査結果＞

- ・「ボランティアのグループへの参加頻度」については、「参加していない・興味なし」が31.9%、「参加していない・興味はある」が18.9%となっています。
- ・「仕事や趣味を通じて身につけた知識や経験、特技等をボランティアや地域活動・社会活動等で活かせる機会があれば、活かしていきたいか」という問い合わせについては、「既に活かしている」が10.4%「ぜひ活かしたい」が1.9%、「機会があれば活かしたい」が35.3%、「活かしたいとは思わない」が38.5%となっています。
- ・「今後行いたいボランティア活動、地域活動・社会活動」については、「学習に関する指導・助言・運営協力等の活動（料理・語学・書道等）」が42.9%で最も高く、次いで「自治会や地区協議会等の地域活動」が25.6%となっています。
- ・「ボランティア活動や地域活動等に参加するために、どのようなきっかけや条件があれば参加・活動しやすいか」という問い合わせについては、「家族や友人・仲間からのすすめや呼びかけがあること」が48.2%と最も高く、次いで「気軽に参加できそうな活動があること」が38.6%となっています。
- ・「ボランティア活動等の報酬」については、「交通費等の実費ぐらいは受けてもいい」が44.4%と最も高くなっています。

【障がいのある方の福祉に関するアンケート調査】

＜調査概要＞

障がい者の生活状況等を把握し、「第3次小野市障がい者計画及び第5期小野市障がい福祉計画を見直し、次期計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施。

実 施：平成29年9月 配布数：1,120 回収数：686（回収率61.3%）

対 象：市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者

＜調査結果＞

- ・「参加している地域の行事や活動」については、「参加していない」が60.6%と最も多く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」が15.9%となっています。
- ・「災害での避難の際に困ることや不安に思うこと」については、「自分で避難できない」が61.4%と最も多く、次いで「避難先での食事やトイレ、入浴等が心配」が46.1%、「避難先での薬や医療体制が心配」が36.1%となっています。
- ・「障がいで差別やいやな思いをした経験の有無」については、「よくある」が10.4%、「ときどきある」が26.5%、「あまりない」が31.6%、「まったくない」が27.2%となっています。

【地域福祉計画策定のための見直しにあたってのアンケート調査】

<調査概要>

地域福祉計画の見直しにあたり、区長・自治会長、民生児童委員、福祉推進委員長、社協登録ボランティアグループ等、地域福祉推進に関わっていただいている方を対象に意向調査を実施しました。

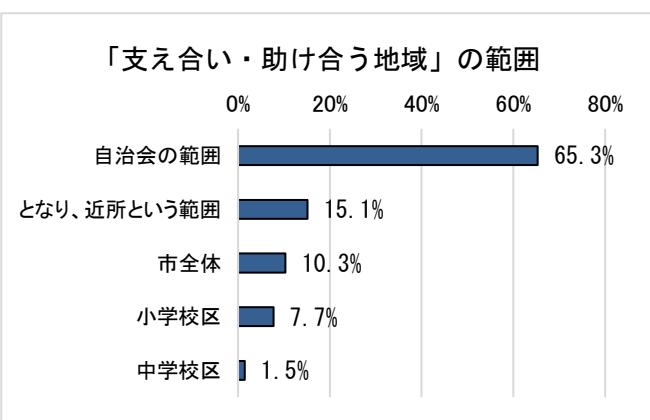
実 施：平成 29 年 9 月 配布数：346 回収数：273（回収率 78.9%）

<調査結果>

(1) 地域生活について

①「支え合い・助け合う地域」の範囲(n=271)

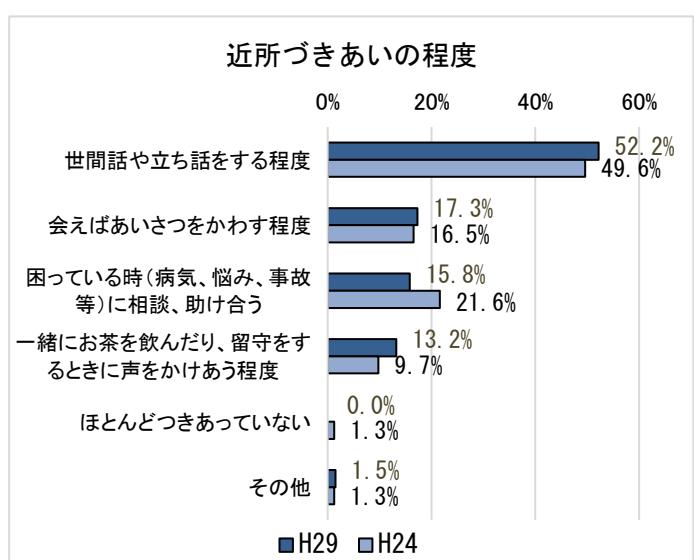
「自治会の範囲」が 65.3% と最も高く、「となり、近所という範囲」、「市全体」が続いているおり、比較的小規模で、目に届く範囲を地域と考える傾向が見られます。



②近所づきあいの程度

(H24 : n=236、H29 : n=272)

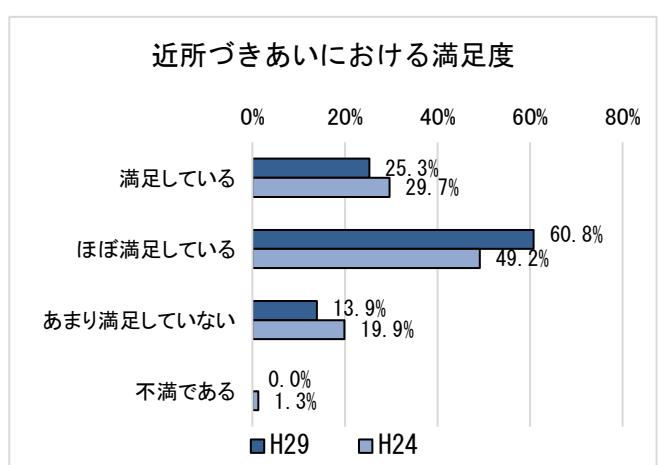
前回実施のアンケートと同様に「世間話や立ち話をする程度」が 52.2% と最も多くなっています。また、異なる点としては、「困っている時に相談したり助け合ったりする」が 5.8% 減少し、「一緒に茶を飲んだり留守をするときに声を掛け合う程度」が 3.5% 増加しています。



③近所づきあいの満足度

(H24 : n=236、H29 : n=273)

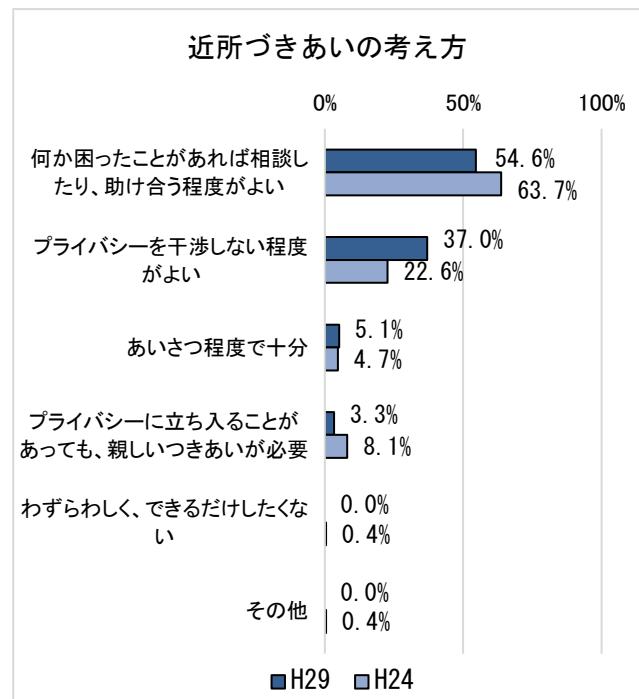
「満足している」「ほぼ満足している」をあわせて、8割を超えています。また、「あまり満足していない」は、前回より 6% 減少しています。



④近所づきあいについて、最も近い考え方

(H24 : n=234、H29 : n=273)

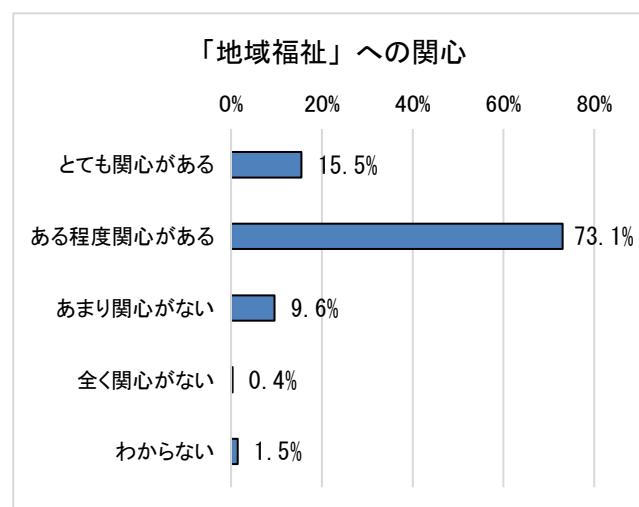
「何か困ったことがあれば相談したり、助け合う程度がよい」との回答が54.6%と最も多くなっていますが、前回調査より9.1%減少しています。一方、「プライバシーを干渉しない程度がよい」は37.0%で、前回調査より14.4%増加しており、深いつきあいを避け、浅いつきあいを望ましいと考える方が増えてきているようです。



(2) 地域福祉について

①地域福祉への関心について (n=271)

「とても関心がある」「ある程度関心がある」をあわせると、9割近い方が関心があるという回答になっています。

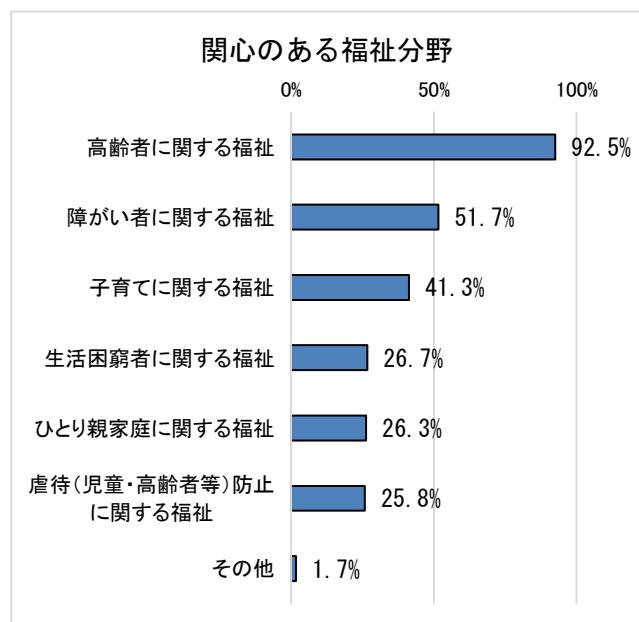


②関心のある福祉分野

(n=240、当てはまるものすべて回答可)

「高齢者に関する福祉」が92.5%となっており、高齢化が地域の大きな問題になっています。次いで「障がい者に関する福祉」が51.7%、「子育てに関する福祉」が41.3%となっています。

また、「すべて重要」であるという回答も複数件ありました。

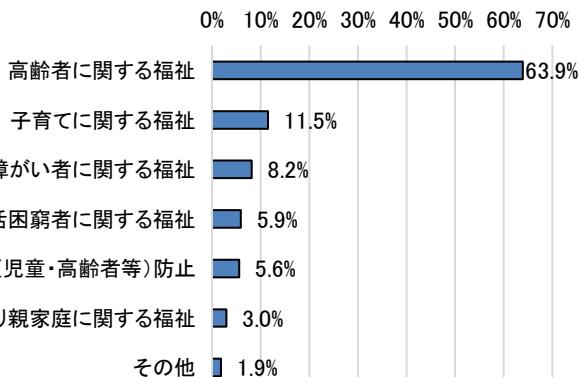


③最も重要な課題となると感じている分野

(n=269)

「小野市における最も重要な福祉課題」としては、前回（②関心のある福祉分野）と同様に「高齢者に関する福祉」が最も高くなっています。次いで「子育てに関する福祉」「障がい者に関する福祉」と続いています。

最も重要な課題となると感じている分野

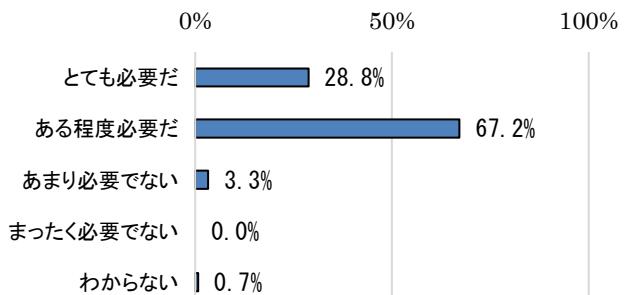


④地域福祉を進める上で、住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性

(n=271)

地域福祉を進める上で、住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性について、96%の方が必要であると回答しています。

住民相互の自主的な支え合いや助け合い



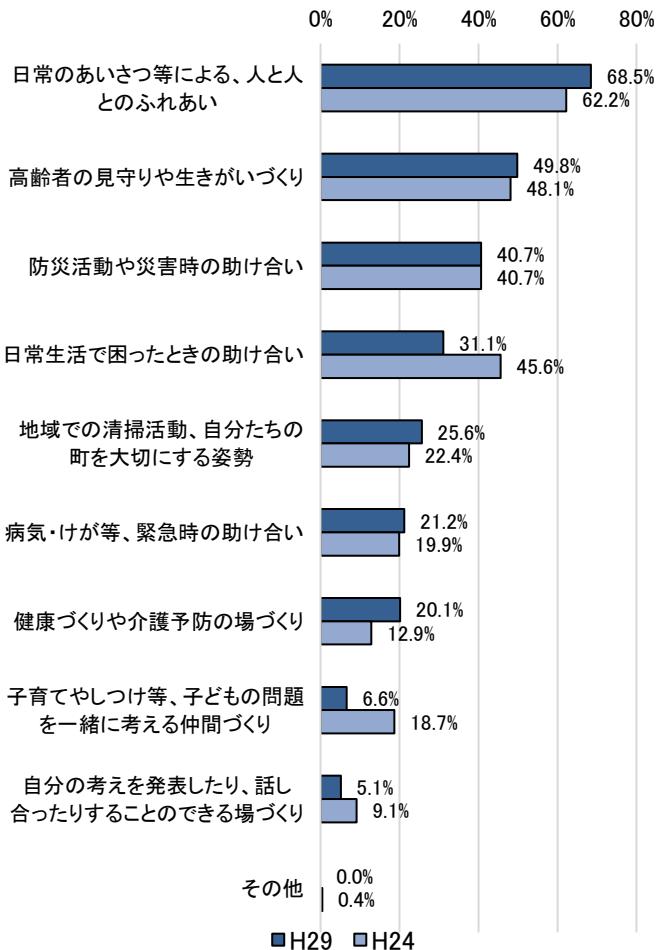
⑤近所づきあい等で今後大切と思うもの

(H24 : n=241、H29 : n=273、3つまで回答可)

「日々のあいさつ等による、人と人とのふれあい」が68.5%と前回同様に最も高くなっています。次いで「高齢者の見守りや生きがいづくり」「防災活動や災害時の助け合い」が続いています。

これまでの近所づきあいを維持しながら地域のつながりを高齢者の見守りや災害時の対応等、地域で直面する課題の解決に役立てていきたいとの気持ちがうかがえます。

近所づきあい等で今後大切と思うもの



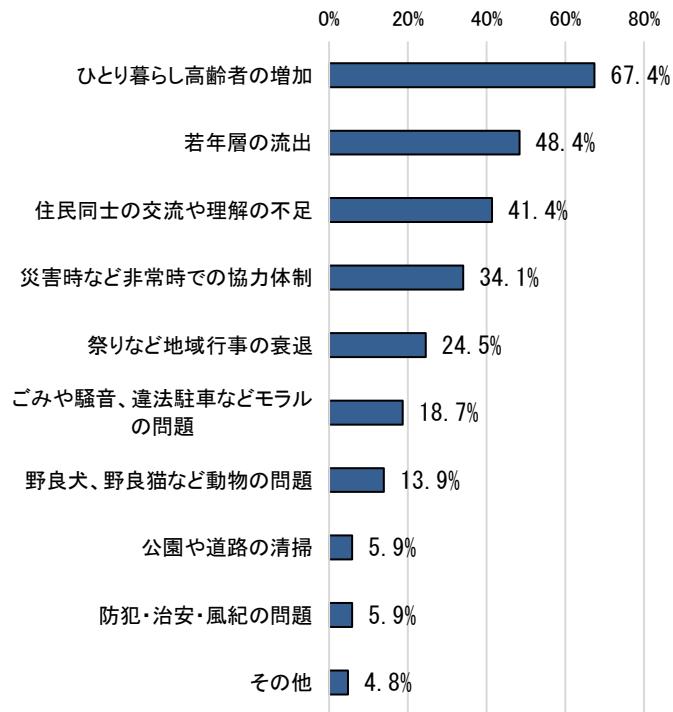
⑥自身の地域で問題と感じていること

(n=273、当てはまるものすべて回答可)

「ひとり暮らし高齢者の増加」が67.4%と最も多く、次いで「若年層の流出」が48.4%となっており、少子高齢化が大きな問題となっています。

また、次いで「住民同士の交流や理解の不足」が41.4%、「災害時など非常時の協力体制」が34.1%となっており、地域のつながりや非常時の担い手不足に問題を感じている方も多いようです。

地域で問題と感じていること



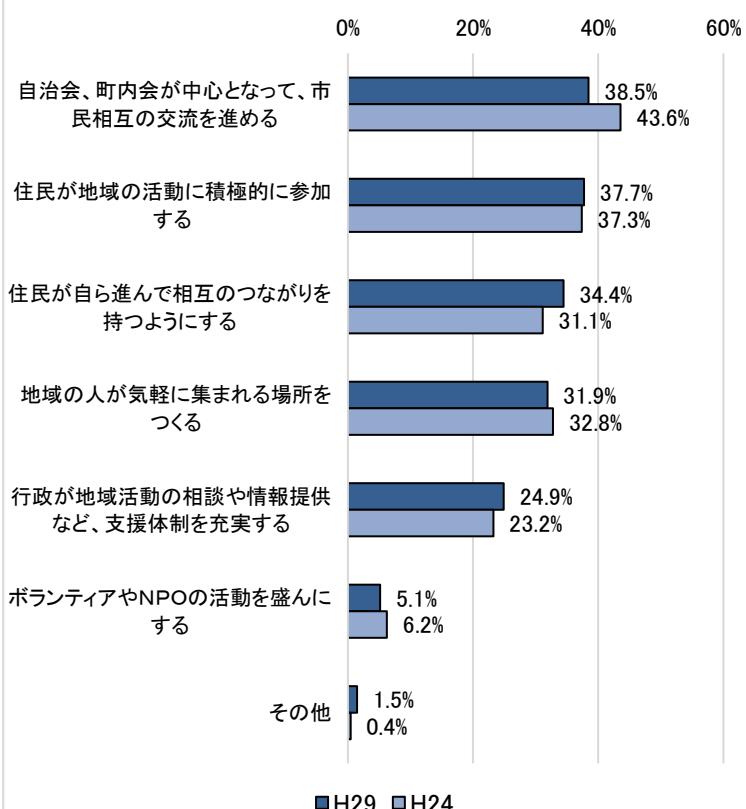
⑦地域で起こる様々な困りごとに対する住民の相互協力に必要なこと

(H24 : n=241、H29 : n=273、2つ

まで回答可)

「自治会、町内会が中心となって、市民相互の交流を進める」が前回よりも減少しているものの38.5%と最も高く、次いで「住民が地域の活動に積極的に参加する」が37.7%となっており、地域を主体とした活動が必要であるとの結果となっています。

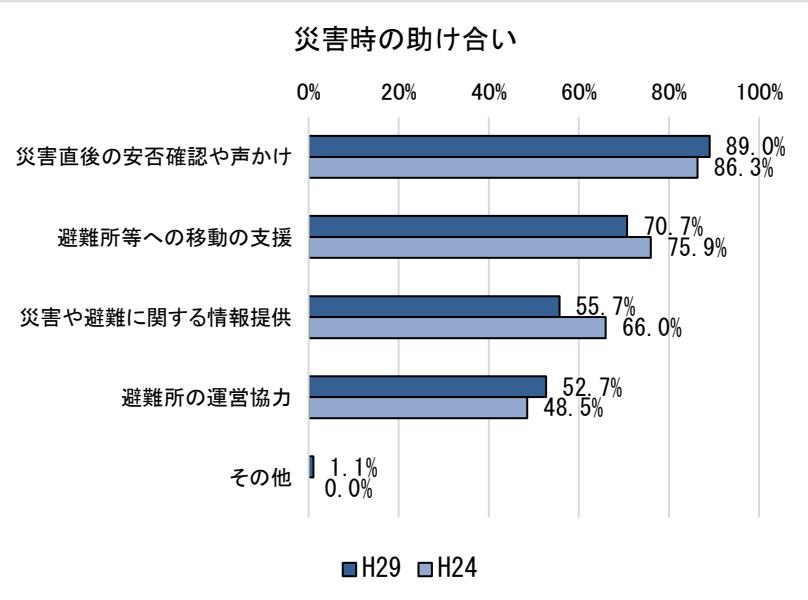
困りごとに対して住民が相互に協力するため必要なこと



⑧災害時における住民相互の助け合いについて

(H24 : n=241、H29 : n=273、当てはまるものすべて回答可)

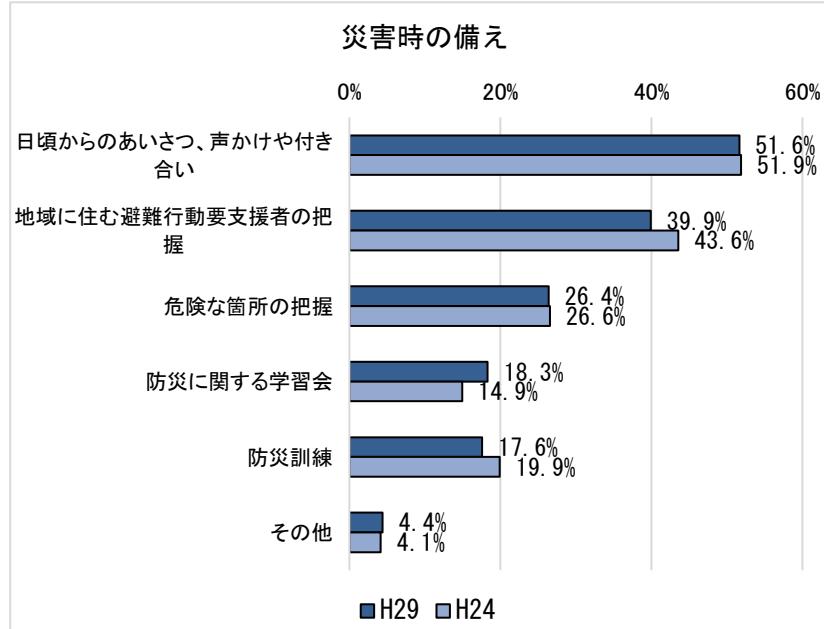
災害時の対応については、すべての項目が高い数値を示しており、災害時には地域を中心とした互助、共助の必要性を感じておられる事が顕著にあらわれています。



⑨災害時の備えとして、地域で取り組まれていること

(H24 : n=241、H29 : n=273、当てはまるものすべて回答可)

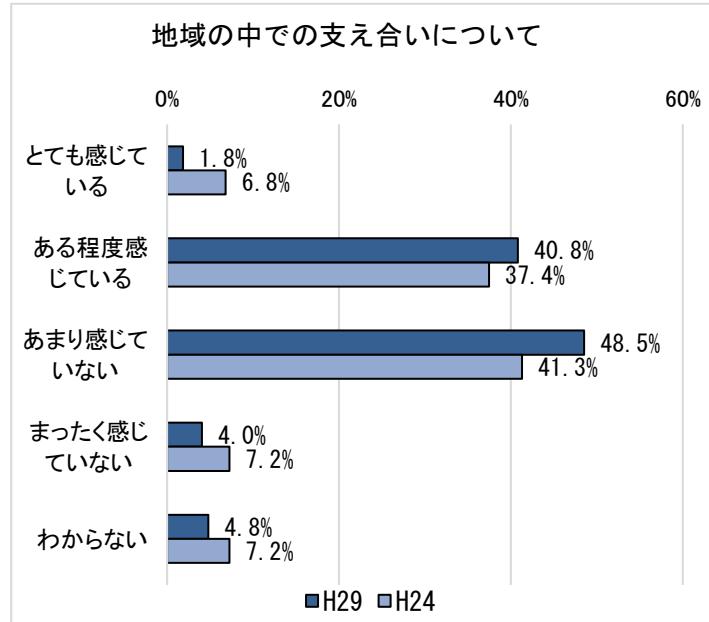
災害時には、あらゆる側面での住民協力が必要になります。そのためには、まず地域力（日常のつきあい、情報の共有等）を高めることが必要と考えられているようです。



⑩地域生活の中での支え合いについてどのように感じているか

(H24 : n=235、H29 : n=272)

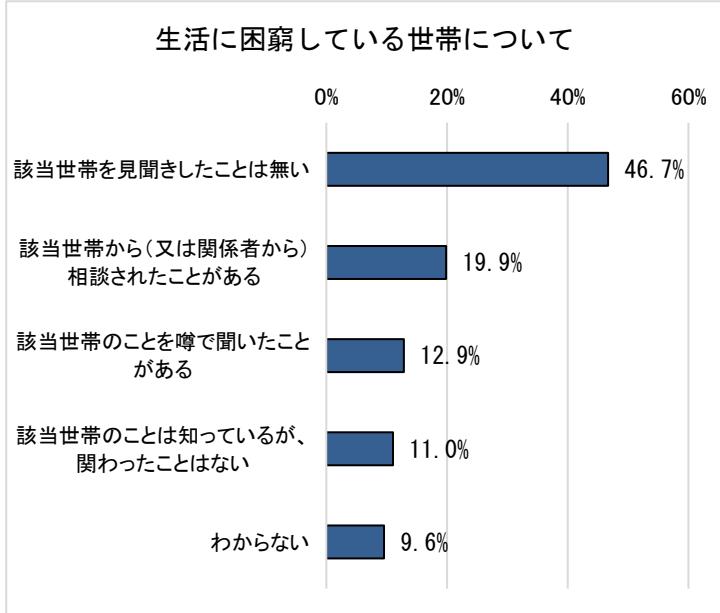
「あなたのお住まいの地域では、子ども、高齢者、障がいのある人を含めて、お互いの生活を地域の中で支え合っていると感じていますか」との問い合わせの結果です。「あまり感じていない」が前回より7.2%増加しており、地域での支え合いが薄れつつあるようです。



⑪生活に困窮している世帯について

(n=272)

生活に困窮している世帯から、「相談されたことがある」が19.9%、「噂で聞いたことがある」が12.9%、「知っているが関わったことはない」が11.0%となっており、4割以上の方が何らかの形で当該世帯を把握しているという結果になっています。

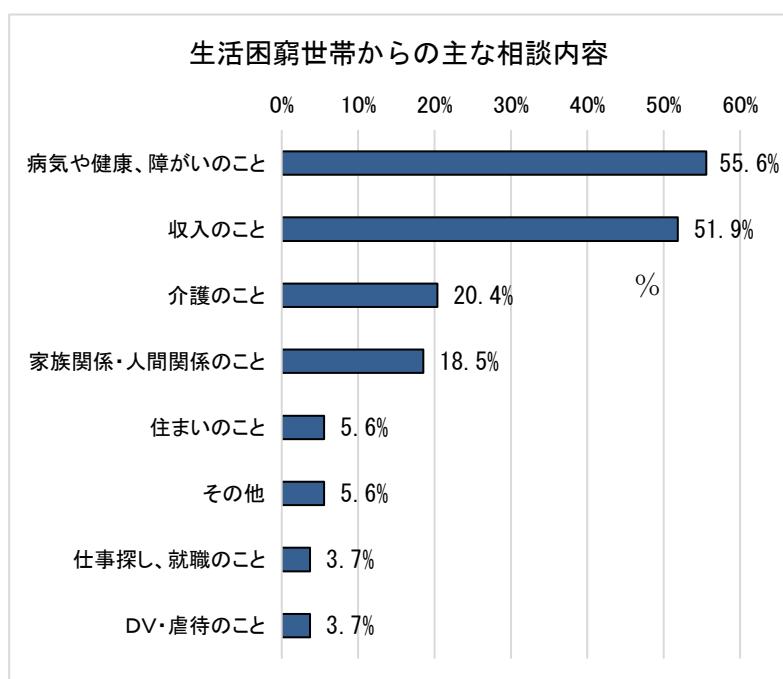


⑫生活に困窮している世帯からの相談内容

相談内容

(n=54、2つまで回答可)

「病気や健康、障がいのこと」が55.6%、「収入のこと」が51.9%となっており、世帯の健康状態と収入の減少の相関関係が生活困窮に影響していることがうかがえます。

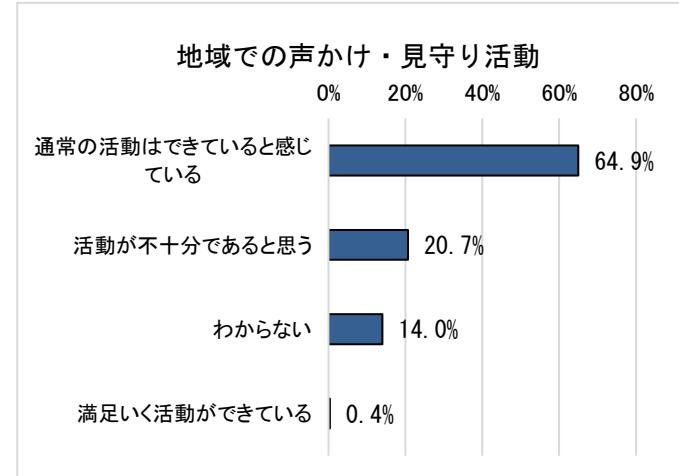


(3) 地域での活動状況等について

①地域での「声かけ・見守り活動」について

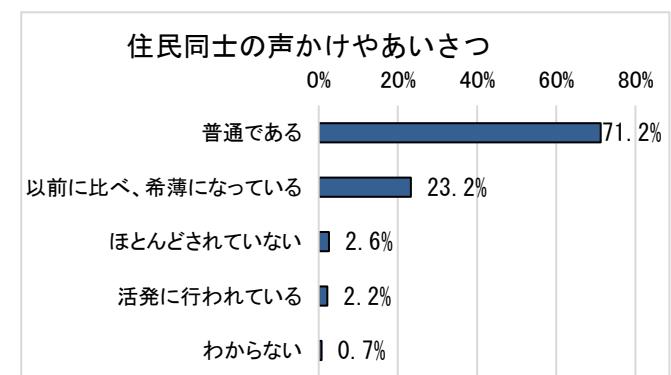
(n=271)

6割を超える皆様が、「声かけ・見守り活動」において、通常の活動ができているとの回答です。



②地域での住民同士の声かけやあいさつについて (n=271)

住民同士の声かけやあいさつについては、「以前に比べ、希薄になってきているように感じる」との回答が23.2%あります。

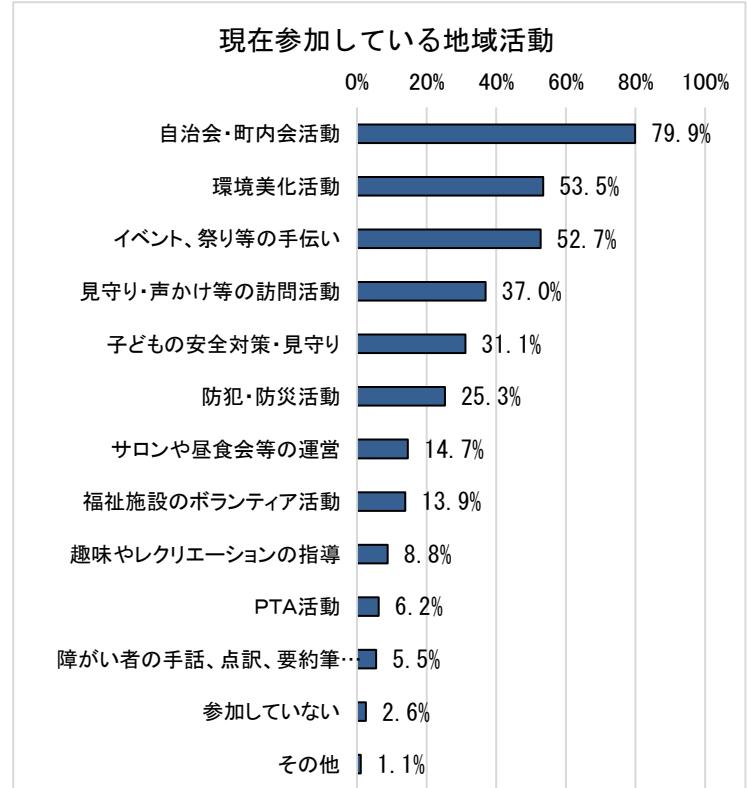


③現在参加している地域活動について

(n=273、当てはまるものすべて回答可)

「自治会・町内会活動」が79.9%と最も高くなっています。次いで「環境美化活動」が53.5%、「イベント・祭り等の手伝い」が52.7%となっており、自治会活動や祭り・イベントを通じての活動が多いことがわかります。

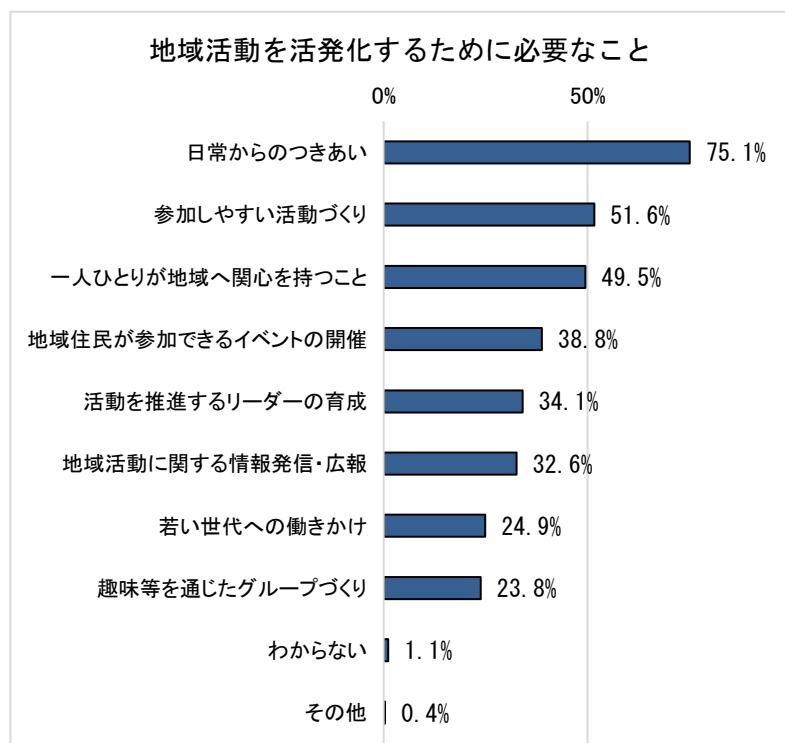
一方、「福祉施設のボランティア活動」等、テーマ型の活動は少ない結果となっています。



④地域活動を活発化するために必要と思われること

(n=273、当てはまるものすべて回答可)

「日常からのつきあい」が75.1%と最も高く、次いで「参加しやすい活動づくり」が51.6%となっています。最多の回答を除き、どの選択肢も一定に選択されています。



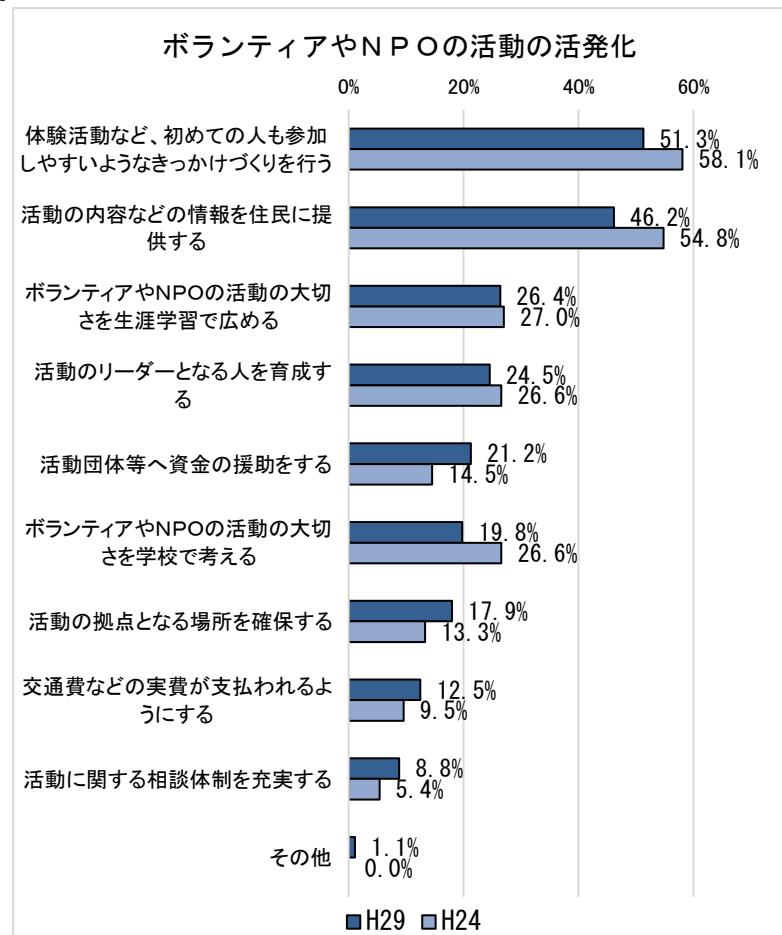
(4) ボランティア活動等について

①ボランティアやNPOの活動を活発にするために必要なこと

(H24 : n=241、H29 : n=273、当てはまるものすべて回答可)

「体験活動等、初めての人も参加しやすいようなきっかけづくり」が51.3%、「活動内容等の情報提供」が46.2%となっています。

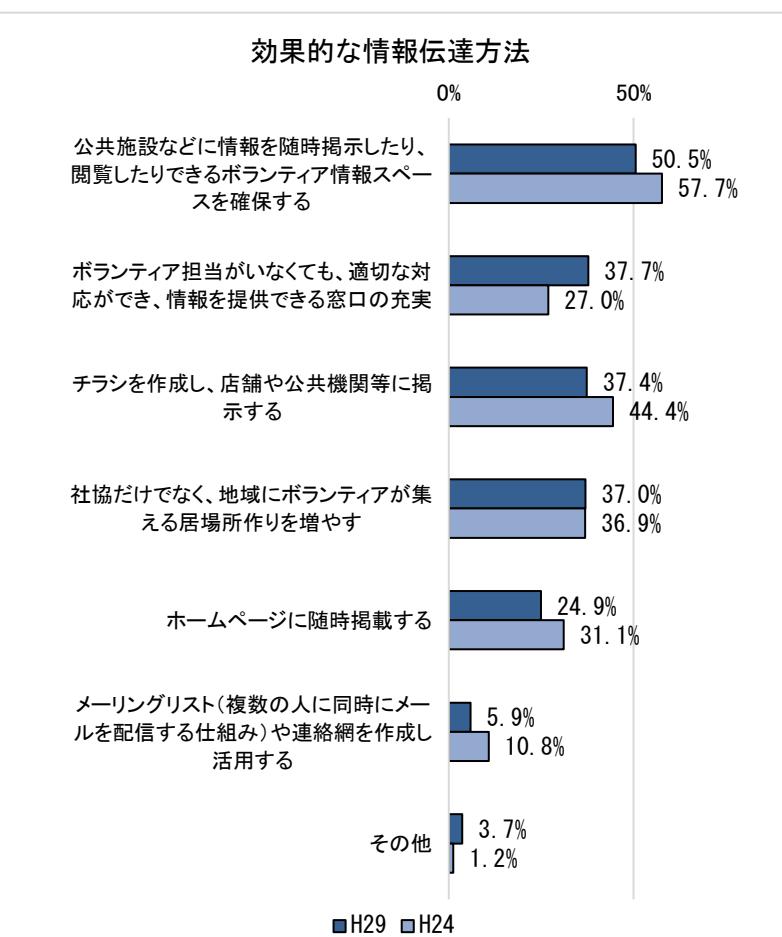
また、前回に比べ、「活動団体等への資金の援助をする」が6.7%、「活動の拠点となる場所を確保する」が4.6%、「活動に関する相談体制を充実する」が3.4%増加しています。



②より多くの人がボランティアに参加するための必要な情報の伝達方法について

(H24 : n=241、H29 : n=273、当てはまるものすべて回答可)

「公共施設等に情報を隨時掲示したり、閲覧したりできるボランティア情報スペースを確保する」が50.5%と最も多くなっています。次いで「ボランティア担当がいなくても、適切な対応ができ、情報を提供できる窓口の充実」が37.7%で、この項目は前回より10.7%増加しています。



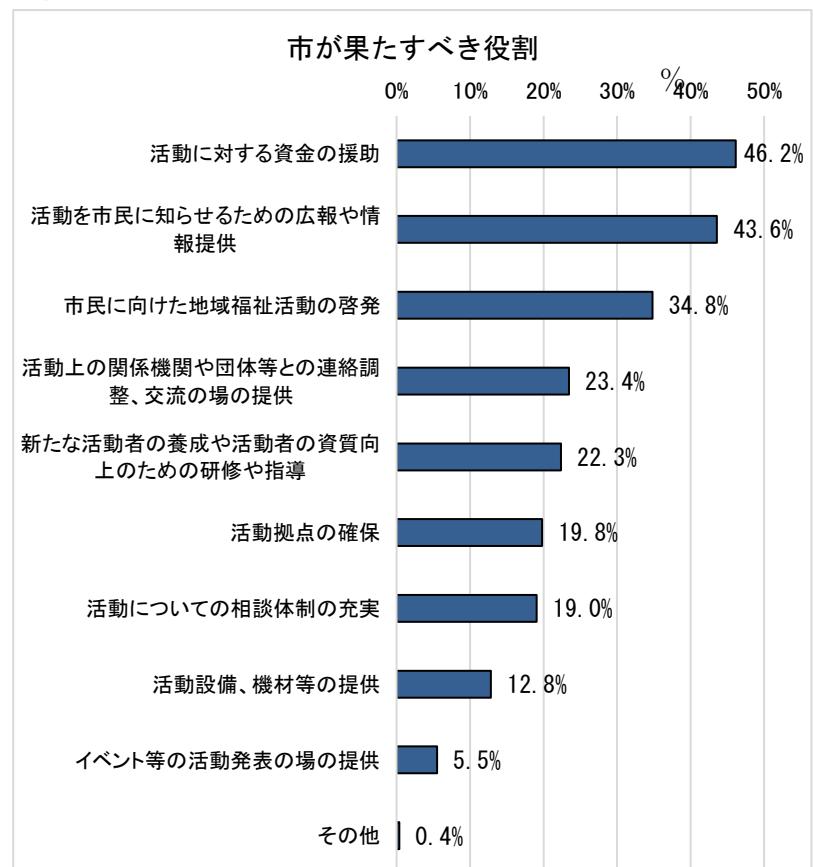
(5) 地域福祉活動を進めるうえで市が果たすべき役割

①地域福祉活動を進めるうえで 市が果たすべき役割について

(n=273、3つまで回答可)

「活動に対する資金の援助」が46.2%と最も高く、次いで「活動を市民に知らせるための広報や情報提供」が43.6%となっています。

また、20%前後の項目も多く、幅広い分野で市の役割が期待されている事がわかります。



【アンケート調査結果から】

- 近所づきあいについては、助け合うほど密接ではないが、知らない間柄でもないという緩やかなつながりの関係が多く、そのつながりに対する満足度も高い結果になっています。
- しかし、高齢化の進行や若年者の流出等により、そのつながりも維持することが難しくなってきています。
- 地域のつながりについては、日常生活での見守りのほか、災害など非常時での助け合いで力を発揮することが期待されています。
- また、地域では、自主参加を基本とした多様な活動が行われていますが、その内容としては、課題解決型ではなく、親睦や交流を目的としたものが多く、楽しい側面を重視する傾向にあります。
- 一方で、地域活動を推進するリーダーの育成や地域の課題解決に役立つ組織の必要性を感じておられる方も多くおられます。
- 地域のつながりの維持が喫緊の課題であり、その良さを維持しつつ、地域の福祉課題の解決に対応できる地域の組織化が期待されています。

4 見直しにあたっての進め方、重点的視点

このたびの地域福祉計画の見直しにあたっては、市民アンケートを実施し、地域の現状と課題の把握を行いました。

また、市役所内の関係部署で構成する策定検討会で「第2期小野市地域福祉計画」の進捗状況等を検証し、地域福祉施策の現状と課題及び今後の取り組みについての整理を行いました。

次に、平成23年度策定の「夢プラン2020おの総合計画」（以下「総合計画」という。）との整合性に留意し、総合計画に定められた基本計画中の「地域福祉の推進」（下記参照）に示された地域社会の構築に向けた計画となるよう検討し、原案を作成しました。作成にあたっては、総合計画に示された「共生のまちづくり」と国が現在推進する「地域共生社会」との類似性に注目し、地域住民の主体性な参画（我が事）と地域住民・民間団体・行政等の連携（丸ごと）を重点的視点として掲げました。また、地域福祉推進圏域については、「小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画」との整合性を図り、第2期計画以降の事業である生活支援体制整備事業等に対応するため、小地域（町・自治会単位）、中地域（小学校区単位）に加え、大地域（中学校区単位）の圏域を設定しました。

そして、原案を小野市地域福祉計画策定委員会に提示し、多面的に検討いただきました。当該委員会では、地域のつながりが薄れていることを危惧する意見が多く出され、地域住民が自ら関わり、助け合うことの必要性等について熱心に話し合っていただきました。

委員の皆様のご意見を踏まえ、「第3期小野市地域福祉計画」の基本目標を設定し、市民や関係団体等との協働のもと新たな地域福祉への取り組みを定めることとなりました。

＜夢プラン2020おの総合計画（抜粋）＞

施策大綱：自立と思いやりの心が広がるまちづくり

基本計画：地域福祉の推進

【方針】

年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域の住民が一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係づくり」、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進します。希薄化が進む人と人、人と地域の絆を再生するとともに、自助、互助・共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進します。

【目標Ⅰ】地域セーフティネットの構築

【目標Ⅱ】担い手育成・発掘と相談体制の充実

【目標Ⅲ】地域における多様なサービスの展開

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

第1期計画では「みんなで助け合える地域社会の実現をめざして」、第2期計画では「みんなで支え合い、助け合える地域社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ、さまざまな取組みを推進してきました。

第3期計画では、これまでの理念を継承しつつ、地域住民が主体的に地域活動に参画し、地域住民・団体・事業者・行政など多様な主体が連携することで、お互いに助け合い、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進していくために、基本理念を次のように掲げます。

自ら関わる地域共生社会の実現をめざして

2 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向け、次の4つの視点に立って、取り組みを進めています。

視点1 笑顔があふれ ともに生きる地域づくり

地域で暮らす人々がお互いの人権を尊重し合い、いじめや虐待等の権利侵害を決して受けないよう、すべての人の安心と自立の確保を図ります。

また、社会的包摂が「共生のまちづくり」の推進における重要な考え方であることを踏まえ、すべての人が自分の意思で当たり前の日常生活が送れる社会をつくりあげるために、物理的・心理的・制度的な障壁等がない「バリアフリー社会」の実現をめざします。

そして、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域の住民一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係」、ともに支え合う「共生のまち」を地域のみんなで力を合わせて築き上げ、「笑顔があふれ ともに生きる地域づくり」をめざします。

視点2 やさしさと思いやりにあふれる地域づくり

地域には、社会環境や経済環境の変化にともなう社会からの孤立や排除、ストレスによる心身の障がいや不安等、従来の福祉制度や仕組みの谷間に埋もれ、社会的な援護を必要としながらも福祉サービスの提供が十分に行き届いていない人々が生活しています。様々な課題をかかえ困難な状況に陥っている人たちが声を挙げ、周囲の人たち等がその存在をしっかりと把握し、同じ社会の構成員として支え合っていけるよう、地域とかかわりを持つすべての人や団体、企業等が連携し、新たな「福祉力」を創造していくことが必要です。

地域で様々な課題や困難な状況に陥っている人たちに対して、地域全体が一体となって関わりを持ち、助け合っていくための基盤にある人々の思いを育むため「やさしさと思いやりのあふれる地域づくり」をめざします。

視点3 自分らしくいきいき暮らせる地域づくり

住民一人ひとりが自分らしく生活するためには、本人の意思で生き方や暮らし方を選択し、決定することをできることが大切です。そのためには、選択するための十分な情報、参加する機会、能力を活かせる場等が必要となってきます。

また、一人ひとりの意思を大切にし、その人らしい生き方を実現できるよう、地域社会全体で支え合うことが大切になってきます。

個々の主体性を尊重する風土づくりを推進し、その人の個性や能力を活かせる仕組みをつくることで、「自分らしくいきいき暮らせる地域づくり」をめざします。

視点4 いつまでも安全安心に暮らせる地域づくり

近年、大型台風や集中豪雨等による災害が増加しており、緊急時における地域での助け合いが非常に重要となってきます。そのため、避難時に支援を要する人の情報を探して地域と共有し、日頃からの支援体制を強化・充実させる仕組みを作ります。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。小野市においても、生活困窮者の早期把握や見守りのため、地域ネットワークを強化するとともに、多様で複合的な課題を抱えている生活困窮者に対し、相談支援や就労支援等の包括的な支援を行っていきます。

そして、緊急時や災害時に対応できる地域のセーフティネットを構築し、「いつまでも安全安心に暮らせる地域づくり」をめざします。

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、第1・2期計画の目標を継承することを基本に、4つの目標を設定します。

1. ひとづくり

家族規模の縮小と抱える課題の多様化、複合化が課題となる中で、家族を支えてきたこれまでの地域のつながりは、今後維持するのが難しくなっていくものと思われます。

そのような中、地域のつながりを維持し、地域の様々な福祉課題を解決していくためには、まず地域住民の主体的な行動が必要となってきます。

そのためにも住民の中に地域での交流を活発化し、地域のつながりを創っていく人材や地域のつながりを組織化し、地域課題を解決していく人材が必要となってきます。

具体的には、ボランティアやリーダーの養成講座、セミナーの開催等を通じ、身近な地域コミュニティの中で中心となって活動する人材の育成に努めるとともに、情報・人・場所等の地域資源を地域福祉活動へ結びつけ、コーディネートできる人材の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちが地域福祉を知り、活動に参加していくための福祉教育や福祉体験学習等を推進し、地域福祉を支える風土づくりを行っていきます。

2. まちづくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していくためには、防災や防犯に対する地域の福祉力を高めていくことが大切です。そこで、区長会や自治会といった住民自治組織、自主防災組織、民生児童委員、民間事業者、社会福祉協議会等の連携による緊急時対策や防犯体制の構築を進め、災害対応等への地域力向上に努めます。

また、民生児童委員、民生児童協力委員、福祉推進委員、自治会、行政等の連携を強化し、重層的な相談体制の構築に努めるとともに、高齢者・障がい者・健康・子育て等の各福祉分野に対する総合的な相談体制の整備を進めます。生活困窮者に対しては、制度の谷間に陥らないよう広く受け止め、就労の課題や心身の不調など多様で複合的な課題に対する包括的な支援体制を構築します。

そして、住民同士が助け合い、支え合える地域セーフティネットを構築し、地域住民の主体的な活動によるまちづくりをめざします。

3. わ（和・輪）づくり

地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていくように、地域にかかわるすべての人の力で推進していくものです。

そのためには、その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、個人の人権を尊重し合い、協議しながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要となります。

支え合い・ふれあいの場「地域サロン」等を拠点に、地域での要支援者等の見守り活動や生きがい支援活動等の取り組みに加え、公民館等を利用した地域での集いの場、つながりの場、情報交換・相互理解の「共生の場」の整備支援等に努めます。

また、地域住民、地域の諸団体、民間事業所、行政等が連携し、地域の諸課題や個々の住民が抱えている問題にすばやく対応できる地域福祉ネットワークの構築等の仕組みづくりに取り組みます。

4. りそう（理想）の福祉づくり

地域には様々な課題を持った人々が生活しています。お互いの人権を尊重し、ともに生きる『地域共生社会』を実現していくためには、地域住民や多様な主体がそれらの課題を『我が事』としてとらえ、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域を基盤とする包括的な支援を行う体制を創っていくことが必要となります。

そこで、地域の自主性や主体性に基づき、一人ひとりの多様な生活課題が身近な地域で適切に対応できるよう、利用者とサービスをつなぐ仕組みづくり等を進めています。



(市花ひまわり)

4 施策の体系

基本理念

自ら関わる地域共生社会の実現をめざして

計画の視点

- 1 笑顔があふれ ともに生きる地域づくり
- 2 やさしさと思いやりにあふれる地域づくり
- 3 自分らしくいきいき暮らせる地域づくり
- 4 いつまでも安全安心に暮らせる地域づくり

基本目標

取り組みの方向

1 ひとつづくり

- (1) 地域福祉の担い手の発掘と育成
- (2) 福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進
- (3) 地域福祉活動への市民参加の促進

2 まちづくり

- (1) 重層的、総合的な相談体制の整備
- (2) 多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進
- (3) 人のつながりによる安全、安心への取組み

3 わ(和・輪)づくり

- (1) 地域住民による支え合いと見守りの推進
- (2) 地域福祉ネットワークの構築
- (3) 地域の絆を深める居場所づくりの推進

4 りそう
(理想)の
福祉づくり

- (1) 多様なサービス提供主体の確保
- (2) 社会福祉協議会との連携強化
- (3) 新たな福祉サービスの構築

第4章 地域福祉推進に向けた取り組みの展開

基本目標1 ひとづくり

(1) 地域福祉の担い手の発掘と育成

ボランティアの養成講座や各種セミナー、ボランティアコーディネート等を通じ、地域で主体的に活動する地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①地域福祉を担う人材（個人・組織）の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none">■各ボランティア養成講座やセカンドライフ応援セミナー等の実施により、地域で自主的かつ主体的に活動する地域福祉の担い手の発掘と育成、特に団塊の世代の地域活動への参加促進、活動の受け入れ機会の確保に努めます。■手話奉仕員、介護予防サポーター等の養成やボランティア団体の紹介等に継続して取り組みます。■市民の健康づくり・介護予防の取り組み・高齢者が行うボランティア活動に対するポイント（インセンティブ）の付与を一体的に運用した「おのアクティブポイント事業」を検討し、アクティブに活動する市民を増やすことを目指します。
②地域福祉を担うリーダーの育成・支援やコーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none">■身近な地域コミュニティの中で中心となって活動するリーダーの養成のための福祉セミナー等の研修を実施します。■コーディネーターとしての市民活動リーダー養成のための講座開催に努めます。■社会福祉協議会による福祉ボランティアのコーディネーターを支援し、希望者のボランティア活動への参加を促します。
③新たなボランティア活動や青少年のボランティア活動参加への支援	<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会を中心としたボランティア入門講座、体験講座の開催等、より魅力のある講座開催の支援に努めます。■小中高校生を対象としたボランティア講座の開催を継続するとともに、大学生や若い世代を対象としたボランティア活動の新たな展開を検討します。

基本目標 1 ひとづくり

(2) 福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進

地域と行政が連携し、家庭、地域、学校等あらゆる機会を通じ、人権教育・人権啓発を推進します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①人権尊重の視点による地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 地域での人権に関する活動を促進させるため、町別自主学習会・懇談会の開催等を支援し、LGBT等の新たな人権課題の積極的な啓発や人権学習リーダーの育成を行います。■ 「共生のまちづくり」の考え方を踏まえ、すべての住民が人権問題を自分のものとしてとらえ、お互いの人権を尊重していくことができるよう、学校・地域・行政等の各種団体の連携により、人権教育・人権啓発を推進していきます。
②家庭、地域における福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">■ 幼児期からの福祉教育の大切さをあらゆる機会を通じて広報・啓発していきます。■ 3世代交流行事や保育所・認定こども園・幼稚園における障がいのある児童の受け入れに対する支援等を引き続き行います。
③学校等における体験・交流を通した福祉教育への支援	<ul style="list-style-type: none">■ 特別支援学校在籍の児童生徒との交流・共同学習、小中学校での親子人権学習や人権学習フェスティバルの実施等、福祉教育に工夫を加え、更なる充実に取り組みます。■ 福祉施設や特別支援学校でのトライやるウイーク実施等を通じ、福祉に関心をもつ生徒の育成を目指します。■ 社会福祉協議会による福祉体験学習の指導・支援に継続して取り組みます。■ キッズサポーター養成講座を通じて、子ども達の認知症への理解を深めます。



車イス体験(小学校)



人権劇(中学校)

基本目標 1 ひとづくり

(3) 地域福祉活動への市民参加の促進

多様な情報提供により市民の地域福祉活動への参加を促すとともに、地域活動団体への支援を行います。また、地域福祉活動の基盤となる「地域の絆」を深める交流活動を推進します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none">■ボランティアガイドブックの発行等、地域福祉活動（ボランティア活動等）に関する情報を効果的に発信し、地域福祉活動の普及啓発を行います。■市民活動団体の市ホームページでの紹介、ボランティア情報のデータベース化等、ITの活用による情報の充実と普及の促進に努めます。■NPO 法人北播磨市民活動支援センターによる市民活動団体の設立や運営に関する相談、サポート、ネットワーク化の推進への支援を行います。
②地域で活動する団体等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会との連携により、ボランティアグループ等への活動支援を継続します。また、新たにボランティア活動を行う団体への支援を検討します。■シニアサポートモデル事業等を実施し、地域福祉活動を目的とする団体の設立や運営に対する助言・補助金の交付等の支援を行います。■老人クラブを始めとする、社会参加の機会づくり、生きがいづくり及び健康づくり等に取り組む団体の活動支援に継続して取り組みます。
③地域交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none">■地域での声かけやあいさつ運動を実践していくとともに、近所つきあいや見守り等の地域のつながりを大切にしていく風土づくりに努めます。■地域のことや人間関係づくり及び人権啓発についての町別自主学習等の参加促進に努めます。■各地区の地域づくり協議会による各イベントや各町・地区的福祉推進委員会による三世代交流会等の開催を支援し、地域内や世代間の交流の促進を図ります。■市場地区における「移動販売車の運行」など地域内交流を活性化する新たな取組みへの支援を行います。

基本目標2 まちづくり

(1) 重層的、総合的な相談体制の整備

身近な地域で気軽に生活や福祉の相談ができるように、また、市民の多様なニーズに対応するため、地域の民生児童委員等と行政が連携協力し、重層的・総合的な相談体制の整備に継続して取り組みます。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①身近な地域での相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 民生児童委員による「心配ごと相談」等の身近な地域での相談体制への支援を行います。■ 民生児童委員、民生児童協力委員および福祉推進委員による地域の見守り活動等、地域セーフティネットの構築に継続して取り組みます。■ 相談業務を受ける相談員の資質向上に向けた研修会の開催等に積極的に取り組みます。■ 社会福祉協議会による「小地域たすけあいシステム」を推進し、地域の課題やニーズの把握に努めます。
②高齢者、障がい者、子育て等、福祉に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 市庁舎内において、高齢者（認知症、若年性認知症を含む）、障がい者、子育て等の相談から支援までのワンストップサービスの更なる充実に取り組みます。■ 「地域包括支援センター」「在宅介護支援センター」「障がい者地域生活・相談支援センター」「社会福祉協議会」等、各種相談機関の連携強化と相談体制の充実を図ります。■ 子育てのワンストップ相談窓口である「妊娠・子育てサポートセンター」を通じ、妊娠期・出産・子育てにおける切れ目のない継続支援を実施します。■ いじめ、DV等の人権侵害に係る相談窓口である「小野市DV相談室」「ONOひまわりほっとライン」等を通じ、関係機関と連携した支援を実施します。
③生活支援コーディネーターの設置と関係機関連携による総合的な相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 社会福祉協議会による生活支援コーディネーターの設置を支援し、地域の課題解決に取り組む住民や地域の支え合い活動を支援します。■ 「高齢者」「障がい者」「健康」「子育て」等の相談に対して、各関係機関の連携の充実強化に継続的に取り組みます。

基本目標 2 まちづくり

(2) 多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進

市民が必要とする地域福祉の情報をいつでもどこでも気軽に入手でき、共有化が図れるよう、多様な手段による効果的な情報提供を推進します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①福祉サービスのきめ細やかな情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">■窓口での情報提供を充実させるとともに、「はーと・シップ子育てハンドブック」「介護保険ガイドブック」「おの認知症ケアネットガイドブック」「障がい者(児)のしおり」等の掲載内容をより充実し、地域住民へのきめ細やかな情報提供を行います。■市民が必要とするパンフレット等を行政関係施設や駅、商業施設等に設置し、きめ細やかな情報提供の場の確保に努めます。■配達・訪問サービス便利帳「よりそい」の発行等を通じ、インフォーマルサービス、地域資源等の情報を一元化し、情報提供の充実を図ります。
②効果的な情報発信と共有化の推進	<ul style="list-style-type: none">■広報紙や市のホームページに加え、Facebook 等のSNSやYouTube 等を活用し、効果的な情報発信を行います。■小、中、高校生を対象としたデートDV予防の啓発冊子等では、マンガやイラストを用いて、対象者にわかりやすい情報提供を行います。また、広報「おの」・小野市議会だよりを点訳・音訳する等、多様な手段による情報提供を行います。■「高齢者虐待対応マニュアル」「児童虐待対応マニュアル」等の内容の見直しを適宜行い、改訂版を関係機関等に配布することで、最新情報の共有化を図ります。■高齢者が活躍できる場の更なる創出のため、就労・ボランティア・生涯学習活動等の全ての情報を一元化した人材バンクの設置に向け、研究を進めます。

基本目標 2 まちづくり

(3) 人のつながりによる安全、安心への取組み

避難行動要支援者の情報を地域で把握し、災害時・緊急時の支援活動がすばやく行える体制の充実を図っていきます。

また、成年後見制度等、福祉サービス利用者の権利を守るために制度の周知・普及および利用促進を行っていくとともに、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するための体制づくりを行い、地域のセーフティネットの構築を目指します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①災害時・緊急時の避難行動要支援者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">■避難行動要支援者登録制度の周知、登録促進に取り組むとともに、地域の互助・共助の有効な支援と行政の連携の仕組みづくりに取り組みます。■自治会（自主防災組織）、民生児童委員、各関係機関等と連携し、避難行動要支援者の避難に関する個別計画の作成を推進します。■社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置に向けた支援を行ないます。
②人権尊重を基本とした福祉サービス利用者等への権利擁護	<ul style="list-style-type: none">■成年後見制度のパンフレット設置や勉強会の実施を通じて、制度の啓発に更に努めるとともに利用を促進していきます。■人権と安全を優先した福祉措置の実施について、関係機関との情報共有や連携により、適切な実施に努めています。■苦情解決制度について、社会福祉協議会との連携を図り、市民への一層の周知とともに相談体制の充実など有効活用のための環境づくりを継続して推進していきます。
③生活困窮者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none">■自治会や民生児童委員等と連携し、生活困窮者の早期発見、早期対応につながるネットワークの構築に努めます。■自立相談支援窓口を通じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、個人ごとの支援プランを作成し、自立に向けた支援を一体的かつ計画的に行ないます。

- 就労支援員を福祉事務所に配置し、ハローワークへの同行訪問や就労に向けた助言指導等の支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。
- 必要な知識や技能の不足等により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、ボランティア活動や軽作業への従事を通じ、就労イメージや一般就労に向けた基礎能力の形成を支援します。
- 庁内の関係部署が参加する「生活困窮者理自立支援事業支援調整会議」を開催し、情報の共有および自立に向けた包括的な支援を実施します。

【生活困窮者に対する就労支援の体系（段階的な就労支援）】

要支援者の状態 (就労に向けた段階)		支 援 方 策
1 就労意欲・能力が比較的高い ↑	早期に就労が可能	一般職業紹介(ハローワーク) ～就労支援員による同行訪問、助言提案等～
2 ↓ 就労意欲・能力が比較的低い	個別支援により早期の就労が可能	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク) ～就労ナビゲーターによる個別面談の実施～
3	時間をかけた個別支援が必要	就労支援員による個別支援(小野市) ～面接・履歴書等についての助言指導～
4	就労に向けた準備が整っていない	就労準備支援事業(小野市) ～就労体験による社会参加への動機づけ、課題解消～

基本目標3 わ（和・輪）づくり

（1）地域住民による支え合いと見守りの推進

声かけやあいさつ等のあたたかい関係づくりの啓発とともに、身近な地域での話し合いや交流の場が持てるよう推進していきます。

また、地域福祉の推進役である民生児童委員と住民自治組織等による連携・協力を深め、「福祉コミュニティづくり」を推進していきます。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①地域でのつながり・市民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none">■地区人権学習会等を通じて、地域におけるあたたかい人間関係づくりを啓発していきます。■声かけやあいさつ、近所づきあい、見守り等のご近所同士のあたたかい関係づくりに向けた啓発とこれらを大切にしていく風土づくりを継続支援していきます。■健康ボランティアの育成、出前講座や福祉講演会の開催等を通じて、地域における生きがいづくりや心身の健康づくりを支援します。■自治会等が実施する「いきいき100歳体操」を通じて、地域の見守りと介護予防活動を支援します。
②地域におけるサロン活動等への支援	<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会との連携により、「ふれあいいきいきサロン」「子育てサロン」「赤ちゃんサロン」の開催、開設及び活動支援を行います。■介護予防に係るサロン活動等、住民自治組織や社会福祉協議会との連携を図っていきます。■各地区（コミセン単位）において、福祉推進委員長が主体となって実施する「ひとり暮らし高齢者を励ます会」を支援します。
③住民自治組織、民生児童委員等による見守りの強化	<ul style="list-style-type: none">■福祉情報の提供や研修会等の開催を通じ、民生児童委員活動の支援を行います。また、民生児童委員の役割や活動の周知を継続して行います。■民生児童委員による高齢者調査を定期的に実施し、独居高齢者や高齢者夫婦の生活状況や緊急時の連絡先等の把握に努めます。■「お出かけ見守りQRコードシール」を活用した「高齢者外出見守り模擬訓練」の実施等を通じ、地域住民の認知症への理解を深め、高齢者を地域で見守る意識を構築します。■自治会、まちづくり協議会、民生児童委員等の連携・協力の推進に取り組み、虐待・DV等の早期発見、早期対応につながるネットワークの構築に努めます。

基本目標3 わ（和・輪）づくり

（2）地域福祉ネットワークの構築

社会福祉協議会等との連携により、ボランティアグループなど各種団体の交流を促進するとともに、ボランティア活動団体への支援や情報提供を行います。

また、各福祉分野における関係機関とのネットワークを整備し、情報の共有化や連携の強化を図ります。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①ボランティアグループ連絡会や各種活動団体の連携・交流の促進	<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会登録ボランティアで構成する「ボランティアグループ連絡会」の活動・交流を継続して支援していきます。■絆カフェ（認知症カフェ）連絡会の活動を支援し、認知症の人とその家族・地域の人との交流の場を促進します。■各種市民団体へのコミュニティセンターでの交流の場の提供等の支援を継続していきます。■ファミリーサポートセンター会員の交流会の開催等、当事者グループに交流の場を提供し、活動を支援します。
②各種ボランティア団体等の活動支援、情報提供	<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会等との連携により、ボランティア活動の情報提供に更に努めるとともにボランティアグループの立ち上げや活動を支援します。■ボランティアへの研修会、連絡会を社会福祉協議会と連携して実施するとともに、ボランティアの能力が活かせる仕組みづくりを推進します。■老人クラブ活動の活性化への支援、シニアサポートモデル事業の実施等を通じ、高齢者の知識、経験を活かした生きがいづくり、健康づくりのための多様な社会活動を促進します。
③関係機関とのネットワークづくりによる情報共有と連携の強化	<ul style="list-style-type: none">■「第1層生活支援体制整備推進協議会」を通じ、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体との情報の共有化及び課題解決のための連携の強化を図ります。■「第2層生活支援体制整備推進協議会」を各地区（中学校区）で設立し、地域住民のつながりを強化し、各地区における住民活動を支援します。■「障がい者自立支援協議会」「要保護児童対策地域協議会」、「在宅医療・介護連携推進協議会」等を通じ、各福祉分野における関係機関とのネットワークを整備し、情報の共有化や連携の強化を図ります。

基本目標3 わ（和・輪）づくり

（3）地域の絆を深める居場所づくりの推進

コミュニティセンターや各町公民館、空き店舗、空き家等の既存資源を活用した地域の活動拠点づくりや支え合い活動の場づくりへの支援を行います。

また、障がい者、高齢者、子ども等、すべての人が安心して住むことができるよう、ハードとソフト両面のバリアフリー化を推進します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①コミュニティ活動の拠点づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none">■ 地域住民に身近な社会福祉施設等をはじめ、地域の様々な資源（集会所、空き店舗、空き家等）を活用した、地域住民が主体となって行う活動拠点づくりや、交流・支え合い活動の場づくりへの支援を行っていきます。■ 「地域のきずなづくり支援事業」を通じて、各自治会が行う社会奉仕、教養講座、健康増進の諸活動を支援し、地域における活動の場づくりを行います。■ 「まちなか広場整備事業補助金事業」を実施し、地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保するために自治会等が主体となって空き家等の解体撤去、土地の整備を行う場合の支援を行います。
②ユニバーサル社会への取り組み	<ul style="list-style-type: none">■ ユニバーサル社会づくりに向け、民間でも活用できる制度等の情報提供に努めます。■ 高齢者や障がい者が公共施設を気軽に利用できるよう関係機関や事業者と連携しながら、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。■ 「福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿って高齢者や障がい者が安全かつ快適に生活できる環境をつくるため、関係課の連携のもと、指定建築物に必要な指導等を行います。■ 「らんらんバス」を市内全域で運行し、障がい者、高齢者、小学生以下の子ども等の交通弱者の足を確保します。また、障がい者への福祉タクシーの利用券交付や社会福祉協議会による車イスの高齢者、障がい者への移送サービスの実施等の移動支援施策を継続して行います。

基本目標 4 りそう（理想）の福祉づくり

（1）多様なサービス提供主体の確保

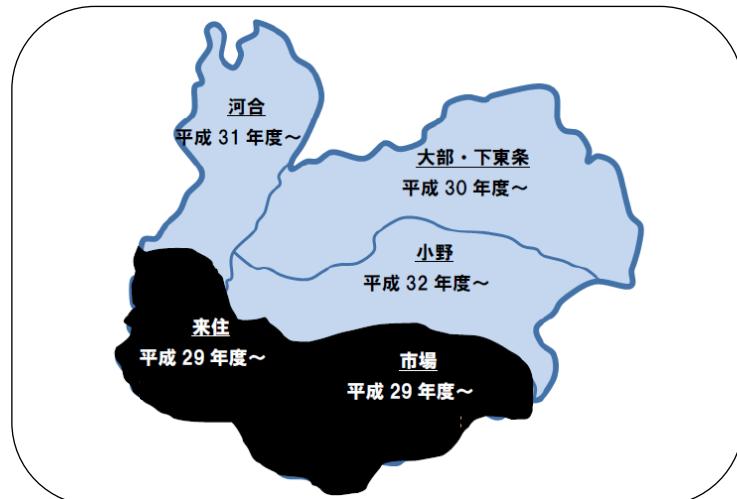
少子高齢化や核家族化の進展等により、市民の生活スタイルは多様化し、求められる支援も複雑多様化しています。

新たな地域ニーズを掘り起こし、新たな福祉課題に対応できるサービス提供主体の育成・確保を目指します。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none">■生活支援センター等のインフォーマルサービスの充実に継続して取り組みます。■新たな福祉課題に対応するボランティアの育成等を検討します。■コミュニティビジネス（CB）についての情報提供をはじめ、多様なサービスづくりについて関係機関と連携して取り組みます。
②地域ニーズの掘り起こし	<ul style="list-style-type: none">■民生児童委員等の地域における見守り活動を継続して支援します。■地域の見守り体制により把握された福祉ニーズを相談・支援につなげるネットワークの充実に取り組んでいきます。■各地区（小学校区）の「第2層生活支援体制整備推進協議会」において、福祉ニーズ調査を実施し、各地区における福祉課題の掘り起こしを行います。

【第2層生活支援体制整備推進協議会の設置目標】



基本目標4 りそう（理想）の福祉づくり

（2）社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を担う中心的な組織である社会福祉協議会との連携を強化し、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図っていきます。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①地域福祉計画と地域福祉推進計画の整合による地域福祉の推進	■社会福祉協議会で平成30年度に策定予定の「小野市地域福祉推進計画」と本計画の整合を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくための連携に努めます。
②地域ぐるみの支え合い活動、助け合い活動の活性化への取り組み	■介護ファミリーサポートセンター事業、育児ファミリーサポートセンター事業の継続実施を支援していきます。 ■生活支援体制整備事業、日常生活自立支援事業の継続実施を支援していきます。 ■社会福祉協議会が実施する小地域での助け合い活動の更なる推進を支援していきます。

♣ 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村の単位でひとつしか設置できない特別な社会福祉法人です。

民間組織としての「自主性」、地域の住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持つ組織といえます。

地域福祉の実践に欠かせないものとしては、住民の福祉活動と社会福祉協議会が「ネットワーク」を構築することです。それは単なる連携ということではなく、「協働（パートナーシップ）」の関係が目指す姿であります。

また、社会福祉協議会は「環境面」を支援する行政と連携して、住民自ら行う活動に対して「行動面」から支援することが役割といえます。



基本目標4 りそう（理想）の福祉づくり

（3）新たな福祉サービスの構築

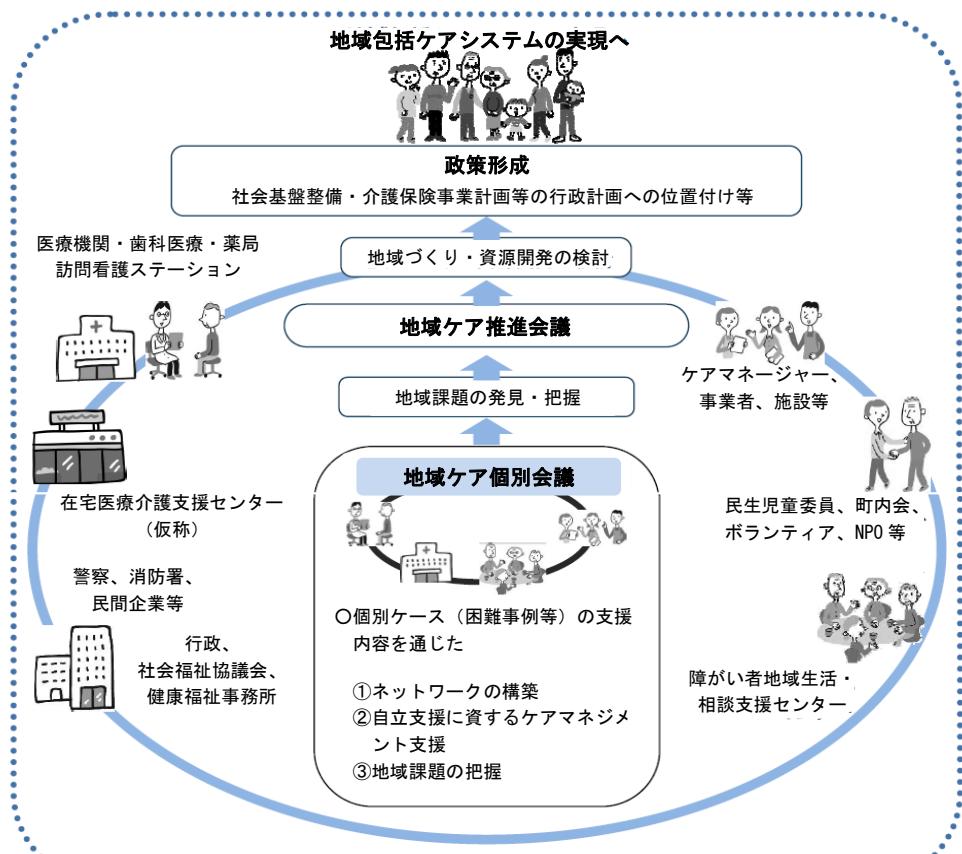
国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

本市においても、地域包括支援センターを中心に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりに取り組んでいきます。

具体的取り組み

取り組み	内 容
①「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none">■住み慣れた地域でいつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5点の取り組みを包括的かつ継続的に行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりに取り組んでいきます。■「小野市在宅医療・介護連携協議会」を通じて、小野市・加東市医師会をはじめ、医療・介護の関係機関と共に、在宅医療の介護連携を進めます。
②各種計画の評価・検証体制の構築	<ul style="list-style-type: none">■各種の計画の評価・検証体制に取り組み、新たな福祉サービスの構築に努めます。

【地域ケア会議の活用による地域包括ケアシステム実現のイメージ】

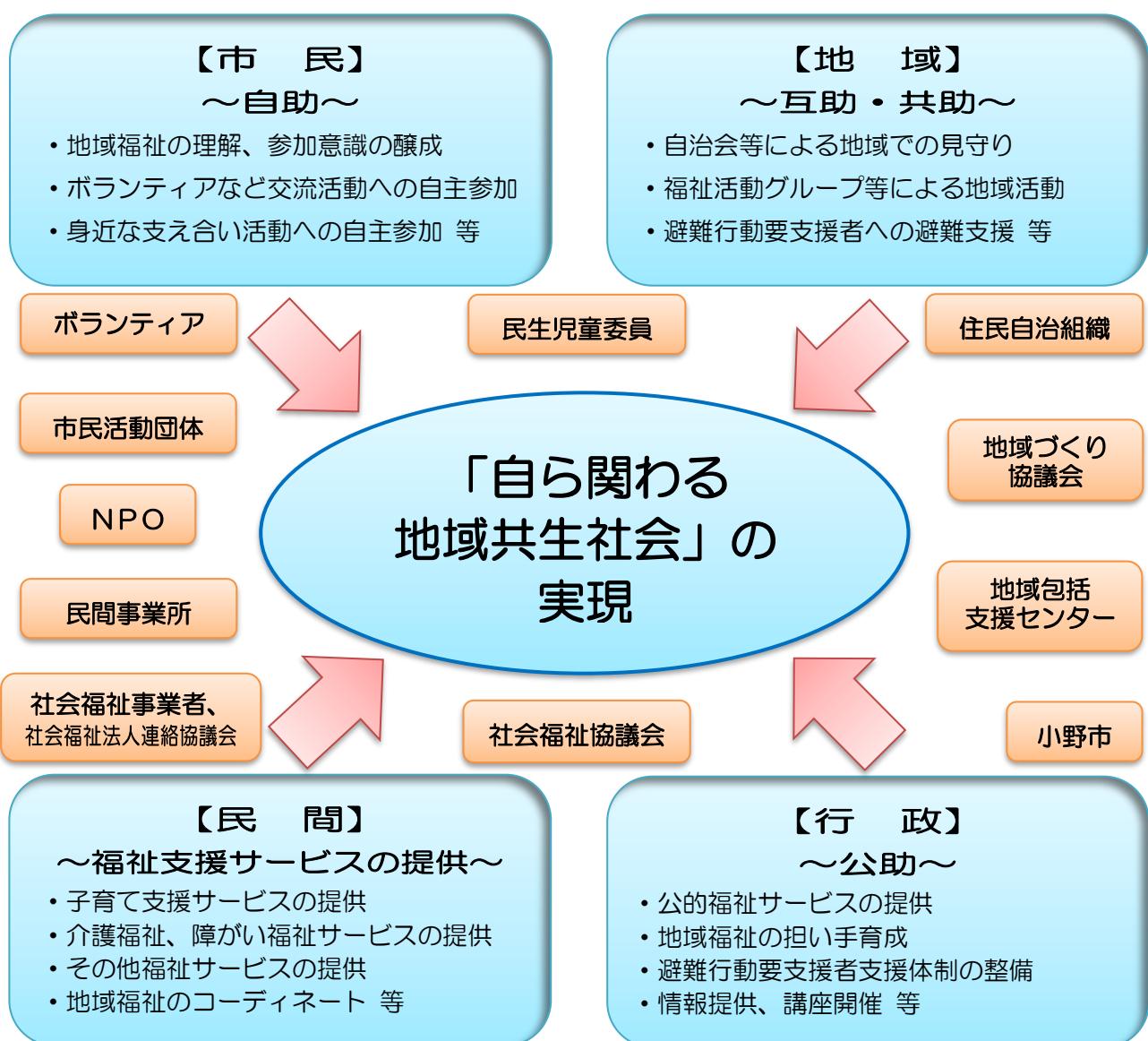


第5章 計画の推進

1 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、民間事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。



○地域福祉推進圏域について

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動等で解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらには複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な支援や連携が求められます。

このような取り組みを効果的に展開していくために、本計画では、地域福祉におけるセーフティネットの仕組みとして、市全域を、中学校区、小学校区、町・自治会の階層に分類し、想定される機能をつぎのとおり定めます。

■基本福祉圏（市全域）

小野市全域を範囲とし、地域から上がってきた課題の検討や対応を行う等、総合的な地域福祉を推進する。

【機能】

- ・市は、社会福祉協議会と協働し、小・中・大の地域福祉圏の福祉活動を支援する。
- ・市は、4つの大地域福祉圏、6つの中地域福祉圏の連絡調整や情報共有を行うとともに、複合的課題等の対応困難なケースについて各関係機関・団体等と連携し、課題の解決を図る。
- ・市は、社会福祉協議会と連携し、第1層生活支援体制整備推進協議会等を通じ、ボランティア団体やNPO等の多様な団体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや住民が担い手となる環境づくりを進める。
- ・市は、社会福祉協議会や各関係機関・団体等と連携し、住民への包括的な支援を行う体制づくりを進める。

■大地域福祉圏（中学校区）＝サービス圏域

高齢者施策を示した「小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画」では、中学校区を1圏域として、4つの日常生活圏域を設定している。

本計画においても中学校区を大地域福祉圏とし、市内4ヶ所の中学校区の範囲を基本として、各校区の独自のニーズ・課題に対応し、地域に密着した住民主体のサービスの創出に努める。

【機能】

- ・市は、社会福祉協議会と連携し、第2層生活支援体制整備推進協議会等を通じ、各校区の福祉ニーズの掘り起しを行い、各校区における住民活動を支援する。

■中地域福祉圏（小学校区）＝日常生活圏域

市内6ヶ所のコミュニティセンター（小学校区）の範囲を基本として、民生児童委員協議会（校区）、地域づくり協議会、町・自治会等が連携し、地域で発生する課題の発見から支援までを行えるネットワークの構築を推進する。

【機能】

- ・地域の情報やニーズの収集、行事等を通じた地域のにぎわいの創出
- ・市は、社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター等を通じ、中地域福祉圏内の活動団体や住民の福祉ネットワークづくりを進め、地域での相談、支援機能の構築を図る。

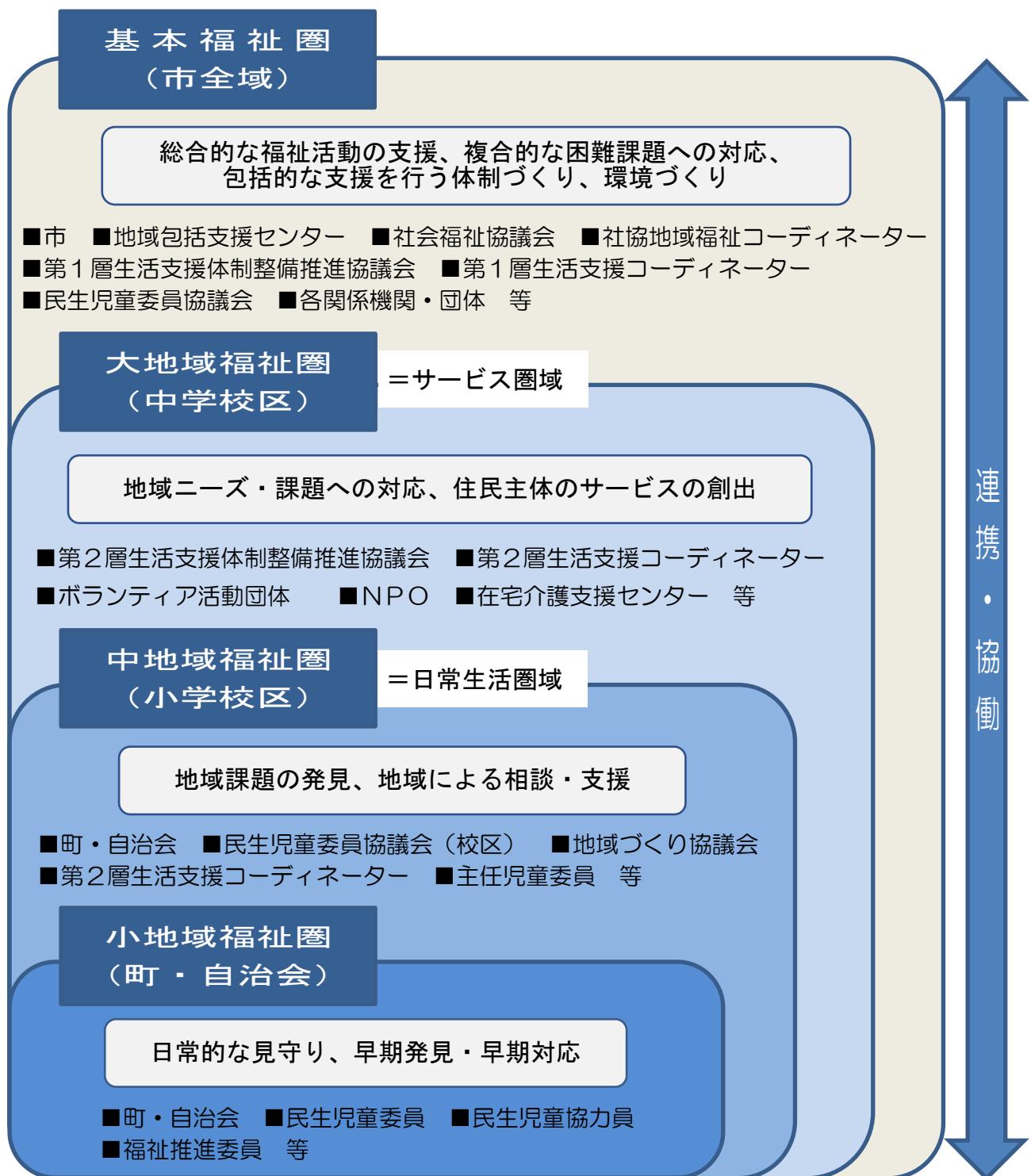
■小地域福祉圏（各町・自治会）

町・自治会、民生児童委員、民生児童協力委員、福祉推進委員等が連携し、地域の見守り活動、生活課題・問題についての早期発見・早期対応を行う。

【機能】

- ・近隣で発生する問題や潜在化するニーズの発見
- ・隣近所でのつきあいや要支援者の発見、見守り、声かけ
- ・行政や地域からのお知らせや情報の伝達

【四層構造の地域福祉推進圏域】



○市民、関係団体、事業者、行政等の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら関わり、方策を話し合うことで、地域で起こっている様々な問題を自ら発見し、関係機関と連携して地域のなかで解決していく「地域福祉の担い手」としての役割が期待されます。また、声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行い、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は「地域の世話役」として、地域住民の身近な相談相手となり、必要な情報提供や援助を行うとともに、行政等の関係機関へのつなぎ役として地域住民の課題解決を支援することが期待されています。また、福祉制度の狭間にいる人や制度を利用しようとしている人の対応、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもり等、心の問題を抱えている人の発見と、それの人々に対する相談・支援が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村の単位でひとつしか設置できない特別な社会福祉法人です。

そのため、地域住民、社会福祉関係団体、行政など幅広い分野の参加と協力のもと、小野市の社会福祉向上のため「民間」として多様な福祉サービスを提供するとともに、行政からの受託事業等、きわめて「公共性」の高い活動も行っています。

社会福祉協議会は、社会福祉の専門機関として、専門知識を有する職員を地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターとして配置しており、「地域福祉のコーディネーター」として、地域拠点づくりや人材の発掘・育成、市民ニーズをふまえた各種団体等への支援と連携に取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア、NPOの役割

ボランティア、NPOは、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実とサービスの多様化を図る等、地域の福祉ニーズに対応する活動団体としての役割が求められています。また、市民に活動参加の機会を提供したり、地域団体や事業者等と協働した取り組みを進めることで、「地域福祉の牽引役」として多様で柔軟な活動が期待されます。

(5) 社会福祉事業者、社会福祉法人連絡協議会の役割

社会福祉事業者、社会福祉法人連絡協議会は、「専門的な福祉サービスの提供者」として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、その他サービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、社会貢献事業の充実や新しいサービスの創出、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが求められています。

(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして、行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に展開し、「地域福祉の基盤づくり」を推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生児童委員、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための環境づくり・仕組みづくりを行っていくことが必要となります。

そのためには、地域福祉について市の各部署の理解、認識が必要であり、地域の様々なニーズに対応していくため、また、今後地域において構築が進められるセーフティネットに対応していくため、全庁的な連携や調整を図ることを目的とした「(仮称) 小野市地域福祉推進協議会」の設置をめざします。

■各種団体等の役割分担

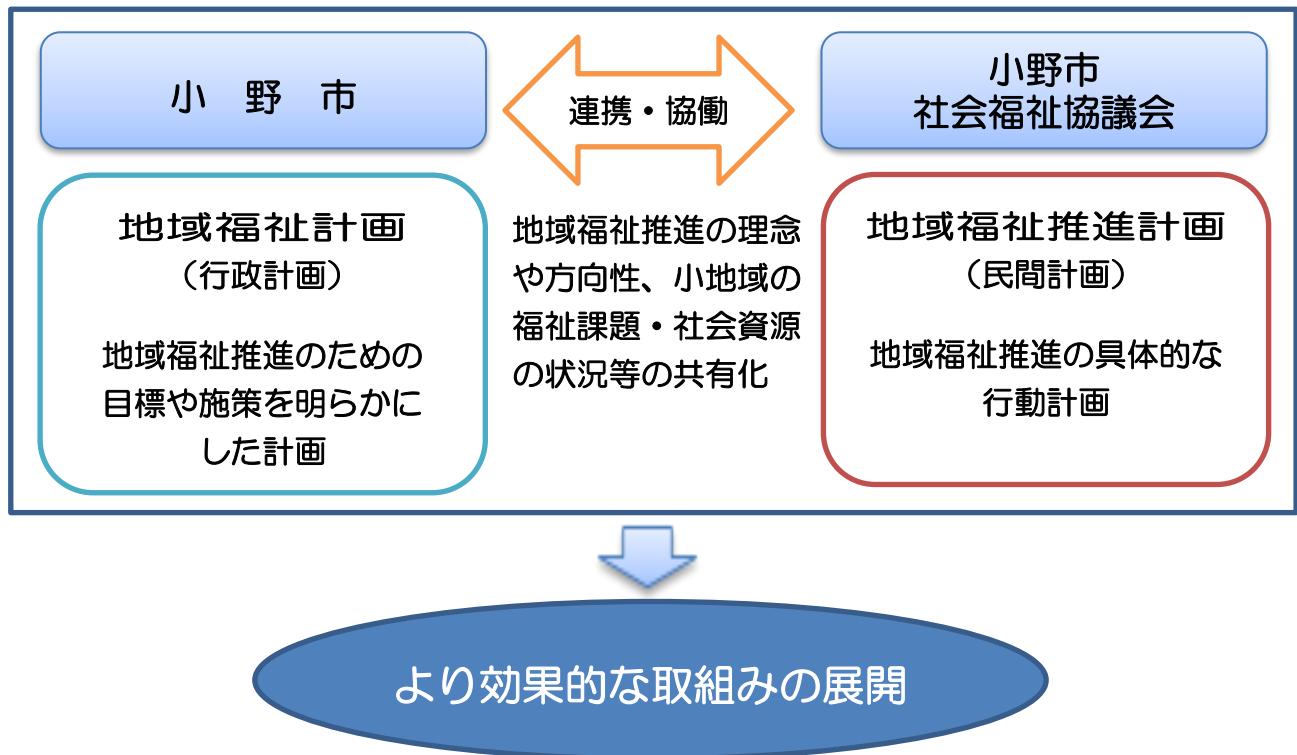
各種団体等	期待される役割
市 民 ～地域福祉の担い手（主役）～	近隣同士の交流、見守り。地域行事やボランティアへの参加など地域福祉活動の積極的な展開
民生児童委員 ～地域の世話役～	地域住民に対する必要な情報の提供や関係機関と連携した相談・援助活動の推進
社会福祉協議会 ～地域福祉のコーディネーター～	地域住民や地域団体等の間をつなぎ、連携をコーディネートすることで地域福祉活動を推進
ボランティア、NPO ～地域福祉の牽引役～	地域住民や地域団体等との協働による地域の福祉ニーズへ対応した活動の推進
社会福祉事業者、 社会福祉法人連絡協議会 ～専門的な福祉サービスの提供者～	専門機能を活かした福祉サービスの提供。地域団体等と連携した社会貢献事業の実施
行 政 ～地域福祉の基盤づくり～	地域福祉活動が展開しやすい環境づくり・仕組みづくりの推進

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

「小野市地域福祉計画」に対し、小野市社会福祉協議会では「小野市地域福祉推進計画」が策定され、地域福祉推進のための提言や住民主体の身近で具体的な行動計画が提示されています。

そして、小野市の地域福祉の実現には、「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉推進計画（民間計画）」が連動し、一体的に推進していく必要があります。

そのため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の体制強化に向けて支援を行います。



3 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と行政による重層的な支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。今後、具体的な施策・事業を進めていくには、平成30年度に社会福祉協議会により策定される「第8期地域福祉推進計画」において、身近な地域の状況や課題等を踏まえた取り組みが示される予定であり、今後、小野市における新たな地域福祉の推進が本格的に動き出すこととなります。

本計画に基づく地域福祉の取り組みを計画的、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取り組みの進捗状況を適宜、点検・評価し、必要に応じて見直し等を行っていきます。そのため、市の事業や地域における活動等の取り組みを点検・評価する組織として「(仮称) 地域福祉計画評価委員会」の設置をめざすとともに、その審議結果が本計画の推進につながるよう努めていきます。

資料

用語の説明

【ア行】

◎ インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティア等により提供される非公式的なサービスのこと。フォーマルサービス（公的機関等による制度に基づいた社会福祉サービス）の対語。

◎ SNS

social networking service の略称。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。

◎ NPO

Non Profit Organization の略称で、「民間非営利組織」のことをいう。ボランティア活動や市民運動等を行う民間の営利を目的としない団体のこと。

◎ LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉。

【カ行】

◎ 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図り、質の高いサービスの提供を実現するための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

◎ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.07を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。

◎ コミュニティ・ビジネス (CB)

地域の人々が設立・所有する経済的な組織で、地域社会（コミュニティ）をベースに活動し、活動により得られた利益を地域社会の発展や組織活動の展開のために使用する経済活動・市民活動等のことを指す。

【サ行】

◎ 社会的包摂

全ての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支え合いながらともに生きるという考え方。社会的排除の反対の概念。

◎ 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

◎ 生活支援コーディネーター

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を担う人のこと。

◎ 生活支援体制整備推進協議会

生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、住民が担い手となる環境づくりを進めるため、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

全市的な協議を行う第1層協議会と圏域ごとの課題に対して事業を推進する第2層協議会があり、重層的に展開する。

◎ 成年後見制度

病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害に合うおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、平成12年4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行う。

【夕行】

◎ 団塊の世代

作家の堺屋太一氏が命名した言葉で、第二次世界大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。一般的に、昭和22年から昭和24年にかけて生まれた世代を指す。

◎ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。（厚生労働省資料より）

◎ 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの専門職により、地域における「総合的な相談窓口機能」「介護予防マネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」「権利擁護事業」を行う機関。

◎ DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

【ナ行】

◎ 日常生活自立支援事業

社会福祉法上の制度で、判断能力は一定程度あるが、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な高齢者や障がい者等に対し、自立した地域生活が送れるように、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険等の福祉サービスの利用援助など日常生活を支援する事業。社会福祉協議会が実施主体となり、生活支援員がこれにあたる。

◎ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の人々や医療・福祉の専門職など、誰もが気軽に参加できる集いの場。家族同士の情報交換だけでなく、専門職に認知症等の相談ができ、地域の人々との交流の場にもなっている。

【ハ行】

◎ パブリック・コメント

市等が条例や計画を企画立案する際に、その計画等の案や関連資料を公表し、広く公に意見・情報・改善案等を求める手続きのこと。

◎ バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

◎ 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人のこと。

◎ 福祉コミュニティ

コミュニティ（community）は、日本語の「共同体」や「地域社会」のことを指す。「福祉コミュニティ」は、従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視する福祉型の地域共同体のこと。具体的には、住民参加に基づく公私協働によって推進され、地域組織化へと発展させるべきものであり、地域福祉の最終目標であると言われている。

【ヤ行】

◎ ユニバーサル社会

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を發揮して元気に活動できる社会。

◎ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように意図してつくられた施設、製品、情報、環境等のデザインのこと。

平成29年度 小野市社会福祉協議会ボランティアグループ登録一覧

分類	No.	グループ名	内 容
社 協 事 業	1	配食ボランティア いなほの会	給食サービス事業において、ひとり暮らし高齢者等へお弁当を届けています。
	2	調理ボランティア 味くらぶ	給食サービス事業において、ひとり暮らし高齢者等へ届けるお弁当を調理しています。
	3	移送ボランティア「とんぼ」	移送サービス事業において、外出が困難な高齢者等の通院のお手伝いをしています。
障 が い 者 支 援	4	ガイドヘルパー「やまなみの会」	視覚障がい者の外出支援（ガイドヘルプ活動）を行っています。
	5	精神保健福祉ボランティア 「ステップ」	障がい者が集うサロン「らいむルーム」を開設し、支援を行っています。
	6	カリタス点字	広報やカレンダー等を点訳し、視覚障がい者へ情報提供を行っています。
	7	朗読サークル こだま	広報等を朗読し、視覚障がい者へ情報提供を行っています。
	8	カリタス朗読	新聞、雑誌、小説等を朗読し、視覚障がい者へ情報提供を行っています。
	9	小野手話サークル ひまわり	手話通訳等、聴覚障がい者の支援活動を行っています。
	10	おの手話サークル 虹	手話通訳等、聴覚障がい者の支援活動を行っています。
子 育 て 支 援	11	小野託児サークル 「このゆびと～まれ♪」	講座・講演会・議会等で、託児活動を行っています。
	12	おはなしサークル「ピッピ」	学童保育等で子どもたちに絵本の読み聞かせを行っています。
施 設 慰 問	13	吉船の会	踊り・盆踊り
	14	松竹梅	銭太鼓、フラダンス
	15	のじぎく会	尺八、三味線
	16	明日葉の会	腹話術
	17	小野マジッククラブ	マジック
	18	スマイルシャワ～	ミュージック・ケア
	19	日本民謡秀奥会	民謡・三味線

高齢者施設等へ訪問し、高齢者や地域の方と交流を図っています。

小野市シニアサポートモデル事業認定団体一覧

No.	団体名	活動内容
1	アートプランおの (H27年度認定)	【芸術普及事業】 芸術を身近に感じていただくことで、芸術文化への関心を高める一方、創作の楽しさも知ってもらえるようにインパクトのあるアートイベントや展覧会、工作教室等を開催する。
2	いちは自然環境保全隊 (H27年度認定)	【自然環境保全事業】 高齢者が子どもの時に川や山で遊んだ体験を子ども達に伝承するとともに、市場地区の山田川を中心とした自然環境の変化について学習する機会を提供する。
3	ふるむーん (H28年度認定)	【食育推進事業】 食を通じて多世代が交流できる場を提供する。商店街店舗の空きスペースを活用し、「子ども食堂ふるむーん」をオープン(月1回第3金曜日)。また、キッチンカーによるイベントでのたこ焼き販売等を行う。
4	来住伐採隊 (H28年度認定)	【伐採環境整備事業】 立ち木の処理に困っている地域の高齢者等を助けるため、低料金で伐採作業を請け負う。 また、伐採後の木を活用し、薪の販売も実施。
5	親ぶた子ぶた (H28年度認定)	【寺子屋事業】 コミセンいちばを拠点に、毎週火・木曜日に寺子屋を実施。
6	お助け隊まるしょう (H29年度認定)	【地域支え合い事業】 地域で困っている高齢者等を対象に、電球の取り換えから大工仕事、簡単な草刈り等のお困りごとを解決する。
7	ぴんぴんおの隊 (H29年度認定)	【健康増進事業】 健康増進をテーマに、シニア男性限定の体操教室、外反母趾予防のためのテープィング、着物の着付けを実施。

(平成29年12月末現在)

平成28年度 小野市地域づくり協議会 事業実施状況

○小野地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
■三世代交流囲碁ボール大会の開催 時期：6月 場所：大池総合公園アルゴ体育馆 参画人数：350人	全域住民を対象に、誰もが参加できる囲碁ボールの大会を開催し、スポーツ活動を通じた地域住民の交流とともに、三世代の交流も進めました。16町60チーム約350名の参加があり、世代間、地域間のきずなが深りました。 (住民交流)
■夏祭り支援事業～健康・元気都市小野～ 時期：8月 場所：大池総合公園、エクラ他 参画人数：1,400人	伝統の播州音頭の保存のため、市内7ヶ町連合区長会と連携し、大踊りのタペを支援しました。小野まつりへの集客等の賑わいづくりに貢献しました。 (住民交流、地域の賑わいづくり)
■「まち花いっぱい」創造事業 時期：5月、11月 場所：コミセンおの 参画人数：230人	小野地区を花いっぱいの美しい町にするため、プランターへの植栽活動を通じて、コミセンおの周辺に景観都市小野の創出を推進しました。12年目となる植栽事業となります。 (美しいまちの景観づくり)
■クリスマスイルミネーション＆コンサート～ハイカラ都市小野～ 時期：11月～12月 場所：コミセンおの周辺 参画人数：9,100人	「光つなぐ人の輪 心の和」をテーマに、参画と協働により光り輝く元気なまち小野を創造するため、地元小中学校、小野工業高校の協力のもと、イルミネーションを実施。チューブライトオブジェや廃油を利用したエコキャンドルの点灯等を実施。冬の小野のまちの夜を飾りました。 (まちの装飾、賑わいづくり)
■「小野陣屋まつり」開催 時期：3月 場所：小野商店街、愛宕神社他 参画人数：25,000人	小野藩陣屋の歴史をテーマにした各種の交流イベントを次のとおり実施しました。 ①小野藩大名行列の再現、②フリーマーケット・地域特産品即売会、③小野藩陣屋まち創始を語る大紙芝居、④愛宕神社の特設舞台でのサークル、保育所による芸能発表会、⑤陣屋のまちウォークラン実施、⑥小野陣屋鍋による炊き出し (住民交流、歴史学習)
■コミュニティレストラン「陣屋」の運営 時期：通年 場所：コミセンおの 来客者数：月約3000人 参画人数：33,000人	「食」を通じたコミュニティの集いの場をつくるため、レストラン運営を行っています。飲食のみでなく、レストラン内と周辺ガーデンにおいてライブコンサートを開催。地元住民の憩いの場を提供し、多くの人々の交流の場となりました。 (集いの場の提供)
■各種文化交流イベント企画、開催 時期：通年、随時 場所：コミセンおの・市民会館大ホール 参画人数：3,100人	コミセンおのをコミュニティの文化活動の場として利用促進の検討を行い、音楽交流イベントを多数開催、地域住民による交流、地域の賑わいづくりに貢献しました。 ①「みんなで歌おう！昭和の歌の開催」 6回 ②陣屋ガーデンライブやティータイムコンサートを開催 ③ハーモニカコンサートの開催 5回 ④クリスマスコンサートの開催 4回 など (住民交流、文化交流)
■安全安心のまちづくり活動 時期：通年、随時 場所：コミセンおの 参画人数：80人	地区全体の安全安心につながる各種事業に取り組みました。 ①防犯協会と連携しながら、一戸一灯運動を実施。地域の防犯のため、設置・維持が簡易な太陽電池LEDセンサーライトを希望する自治会に支給しました。9月～12月実施。 ②防災に係るリーダー研修会を開催しました。10月実施 ③神鉄粟生線の維持支援のため、サポートアーズくらぶ会員に対する補助を通じて、会員増に貢献しました。 (防犯対策、防災対策、神鉄粟生線問題の解消)



夏祭り大踊り支援事業



クリスマスイルミネーション



コミレス陣屋の運営

○河合地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
<p>■環境美化活動</p> <p>①コミセンでの花の植栽管理 2回 時期：5月、11月 場所：コミセンかわい</p> <p>②JR2駅の美化 3シーズン 時期：七夕、クリスマス、正月 場所：河合西駅、青野ヶ原駅 参画人数：397人</p>	<p>コミセンかわいとJR加古川線の河合西駅、青野ヶ原駅において、環境美化活動として、季節に応じた花の植栽事業を実施。地域住民、通勤、通学者のほか観光客に美しいまち並みを楽しんでもらえました。</p> <p>六甲高山植物園で植栽による環境美化の研修も行いました。 (美しいまちの景観づくり)</p>
<p>■第9回かわいの大運動会の開催</p> <p>時期：5月 場所：河合運動広場 参画人数：1,800人</p>	<p>地域住民の交流を深め、より力強い連帯感を育むことを目的に、誰もが参加できる運動種目を中心に「かわいの大運動会」を開催しました。スポーツ推進団体や各種地域団体の協力を得ながら、参加者1,800人にも及ぶ盛大なスポーツイベントとなりました。</p> <p>(住民交流、スポーツ振興)</p>
<p>■かわい歌ごえ広場の開催</p> <p>時期：9月、1月 場所：コミセンかわい 参画人数：371人</p>	<p>高齢者を中心に住民相互の交流を図るため、昔流行った歌声喫茶風のイベントを開催しました。歌集とケーキ・飲み物を準備し、誰もが自由に参加できる雰囲気にしながら、アコーディオンの演奏にあわせ合唱や歌で大いに盛り上がり、地域の交流が深りました。</p> <p>(生きがいづくり、高齢者支援、住民交流)</p>
<p>■かわいふれあいまつり</p> <p>時期：11月 場所：コミセンかわい、河合小体育館 参画人数：3,000人</p>	<p>地域住民のふれあいと交流の場をつくるため、地元の保育所、小中学校、地域の各種団体が一体となって年に一度の文化祭事業を開催しました。コミセン各種サークル生、地元の園児、児童生徒による作品展や成果発表会等をコミセンかわいと河合小学校体育館で行いました。</p> <p>(住民交流、子ども健全育成)</p>
<p>■かわい歴史ウォーキング</p> <p>回数：年5回 場所：金罐城跡、篠山城跡、明善寺他 参画人数：421人</p>	<p>地域の歴史を学ぶ機会として、歴史ウォーキングを5回開催しました。</p> <p>「秀吉・家康の時代を歩く」をテーマに河合地区にある古社寺の見学や周辺に所在する近代遺産の見学を行い、好古館学芸員の説明を受けて、文化財に対する知識教養を深めました。</p> <p>(地域の歴史学習機会の提供)</p>
<p>■かわい快適の森 第13回里山フェスタ開催</p> <p>時期：11月 場所：龍翔ドーム、かわい快適の森 参画人数：1,584人</p>	<p>地元里山を活用し、生態系を含む自然環境の保護と自然との調和のとれた個性あふれるまちづくりを進めるため、第13回目となる「かわい快適の森 里山フェスタ」を開催しました。里山ハイキングをはじめ、龍翔ドームでの地元の園児、音楽バンドの演奏、日本笑福おどり協会のひょっこ踊り等を披露してもらいました。パラグライダーでハケ池に伝わる龍伝説をモチーフとした龍のリボン飛行も喜ばれました。</p> <p>(里山の環境保全、住民交流)</p>
<p>■交通安全・防犯の「みまわり活動」</p> <p>時期：通年 場所：地区全域 参画人数：1,607人</p>	<p>住民が安全に安心して暮らせるよう、年間を通じて、交通事故や犯罪防止のための「みまわり活動」を実施しました。</p> <p>(交通事故の防止対策、防犯対策、住民の安全な暮らしの確保)</p>
<p>■安全・安心講演会の開催</p> <p>時期：7月、3月 場所：コミセンかわい 参画人数：108人</p>	<p>安全安心なまちづくりの目指し、安全・安心セミナーを2回開催しました。</p> <p>第1回は「総合治水の推進-水害に備えるために」と題して水害に対する地域力と連携強化の大切さを、第2回は「交通安全」と題して、小野警察署交通課長を招き、運転時の安全確認のポイントを学習しました。</p> <p>(防犯、防災対策の推進)</p>



かわいの大運動会



かわい歌ごえ声広場



かわい快適の森 里山フェスタ

○来住地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
<p>■スポーツ活動</p> <p>①アジャタ大会の開催 　時期：7月、場所：来住小 ②ソフトバレーボール大会の開催 　時期：11月、場所：アクト ③鴨池・白鳥ウォークの開催 　時期：5月・1月、場所：鴨池周辺等 参画人数：1,400人</p>	<p>スポーツ活動を通じて、地域住民の健康増進と住民交流を深めるため、各種のスポーツ大会やふれあいハイキングを実施しました。</p> <p>スポーツ大会では、アジャタ大会、ソフトバレーボール大会を開催しました。ハイキングでは、小野ハミングウェイウォーキング、鴨池・白鳥ウォークを開催しました。</p> <p>(住民交流、健康づくり)</p>
<p>■広報活動</p> <p>①広報紙「こはくちょう」発行 　時期：8月・3月 　場所：コミセンきすみの ②きすみの歴史探足の開催 　時期：6月・2月 　場所：地区全域 参画人数：290人</p>	<p>①地域づくり協議会の活動状況やきすみの地区的最新地域トピックスを地区内外に情報発信するため、広報誌「こはくちょう」の発行を年2回行いました。協議会のテーマを『人と自然がおしゃれな街』と掲げ、ロゴマーク入りの横断幕を作成し、当協議会のPRを行い、地域づくり活動への参画推進を行いました。</p> <p>(協議会の情報発信、地域PR)</p> <p>②きすみの地区の歴史を学ぶ企画として、「きすみの歴史探足」を2回開催し、地元の素敵な歴史を再発見することができました。</p> <p>(歴史学習)</p>
<p>■安全・安心活動</p> <p>①危険箇所点検パトロール 　時期：通年 　場所：地区全域 ②のぼり旗、安全坊やの点検、設置 　時期：通年 　場所：地区全域 参画人数：70人</p>	<p>地区的安全・安心確保のため、教育機関やPTA等と連携して、通学路の点検や児童見守り隊などの防犯活動を行いました。</p> <p>①来住地区内の危険箇所を点検し、警戒看板の設置など、安全対策を実施しました。</p> <p>②のぼり旗の点検・設置、安全坊やの設置危険個所の点検など予防策を講じることで安全確保につながりました。</p> <p>(防犯対策、交通事故防止対策、児童の見守り)</p>
<p>■環境美化活動など</p> <p>①花いっぱい運動（植栽） 　時期：5月・11月 　場所：地区全域（駅、通学路、公民館他） ②防草シートの設置 　時期：11月 　場所：来住町 参画人数：120人</p>	<p>花いっぱい、心やすらぐ町づくりをテーマに環境美化を行いました。</p> <p>プランターに四季折々の花を植え、児童の通学路や各町公民館、JR市場駅、小野町駅に設置しました。また、コミセンきすみの花壇に植栽しました。</p> <p>(美しいまちの景観づくり)</p> <p>来住町地内の農道の除草管理の省力化のための防草シートを設置しました。</p> <p>(共同農作業の省力化)</p>
<p>■「きすみの祭」の開催</p> <p>時期：10月 場所：コミセンきすみの 参画人数：1,680人</p>	<p>地域住民の親睦と交流を深め、ひとつくり、まちづくり、輪づくりを図るため、「きすみの祭」を開催しました。地元の児童生徒、自治会、各種サークルの協力を得ながら、ダンス、模擬店、作品展示のほか、幅広い世代が参加できる交流イベントを実施ました。「白バイ乗車体験」など新企画も多数採用しながら、イベントは1,600人を超える大イベントとなりました。</p> <p>(住民交流、地域の賑わいづくり)</p>
<p>■来住地区児童見守り活動</p> <p>時期：通学期間 場所：来住小学校区 参画人数：1,760人</p>	<p>地域の子どもの安全・安心確保のため、児童見守り隊を編成し、地元児童のための見守り活動を行いました。</p> <p>地区的老人クラブ見守り隊員が小学生に同行して下校指導し、防犯対策や交通安全対策を図っています。また、この活動は高齢者の生きがいづくりや地域参加の拡大の場にも繋っています。</p> <p>(子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくり)</p>



ソフトバレーボール大会



「きすみの祭」の開催



児童見守り隊

○市場地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
<p>■いちばふれあいの祭典 時期：10月 場所：コミセンいちば 参画人数：2,500人</p>	住民交流と地域の賑わいづくりのために、地元の園児、児童生徒、コミセンサークル生、老人会など多くの地域団体とのコラボで地域最大のお祭り「いちばふれあいの祭典」を開催しました。作品展示、模擬店、舞台発表の3部構成で実施し、かかし祭り、白バイの試乗会、よさこい踊りなどバラエティに富んだイベントとなり、会場は住民であふれ、大盛況に終わりました。 (住民交流、地域の賑わいづくり)
<p>■地域交流三世代グラウンドゴルフ大会 時期：8月 場所：市場小 参画人数：220人</p>	簡易なスポーツを通じて、地域における世代間交流と住民交流を図るため、グラウンドゴルフ大会（4回目）を開催しました。9町20チーム、220人の参加があり、目的どおり大会を通じて、住民同士のふれあい交流の機会を提供できました。今回で4回目となります。 (世代間交流、住民交流)
<p>■花の植栽による地域美化活動 時期：5月、11月 場所：地区全域、コミセンいちば 参画人数：140人</p>	地域の美化活動を進めるため、神戸電鉄市場駅、桜山駅の花壇やプランターに花苗を植栽し、育成管理を行いました。また、コミセンいちばでも同様に花の植栽による景観づくりを展開しました。住民の多くの方に花の魅力を感じていただき、花飾りによるアメニティ空間をつくりました。 (美しいまちの景観づくり)
<p>■通学路の安全対策 場所：地区全域 時期：通年 参画人数：2,000人</p>	地元の子ども達の通学路の安全対策のため、学校、PTA、青少年補導委員会など各種団体と協力して、児童見守り隊を編成し、通学路の安全確保を行いました。“地域の子どもは、地域で守る”を合言葉にして、パトロールを行い通学路の危険個所をまとめました。飛び出し注意看板を10基設置し、車両の運転手への注意喚起を促しました。 (子ども達の安全確保、交通事故の防止対策)
<p>■「小野ハミングウェイ」ウォーキング 場所：山田川周辺、ゆぴか方面 時期：5月、11月 参画人数：800人</p>	住民の健康づくり、住民の交流を目的に、地域の自然にふれることのできるウォーキングイベントを2回開催しました。 ウォーキングの楽しさ、仲間づくりを進めました。また、地元の自然環境保全団体との連携で「水辺コンサート」を企画しながら、地域にある豊かな自然環境の保全の重要性を学んでいただきました。 (住民交流、健康づくり、自然環境の保全学習)
<p>■市場地区活性化計画の策定（提案） 場所：コミセンいちば 時期：通年 参画人数：300人</p>	長期的な地域課題の解決や更なる地区の活性化を目指した「市場地区活性化計画書」を策定し、里山を利用した新たなアメニティ空間の創出など多彩な地域活性化策を小野市に提案しました。 (未来につながる地域づくりの新プラン策定)
<p>■独居老人等昼食提供支援事業 場所：コミセンいちば 時期：5月～翌年3月 参画人数：260人</p>	地域の独居高齢者等に対する地域ぐるみの見守り支援を行うため、民生児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、当該独居高齢者等を対象に昼食会やコンサートなどの交流イベントを開催しました。昨年は4回開催。独居高齢者は約90人。このイベントを通じて、当該高齢者の方には参加者相互の交流とともに楽しいひと時を提供できました。また、イベントの際には、対象者が必要とする支援につなげるため、健康状態や家庭環境の把握を行いました。 (独居高齢者への支援)



いちばふれあいの祭典



三世代グラウンドゴルフ大会



独居老人等昼食提供事業

○大部地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
<p>■あいさつ啓発運動 あいさつ標語づくり 時期：6月～11月 場所：コミセンおおべ、大部小、地元保育園 参画人数：32人</p>	<p>心豊かで明るく住みよい地域づくりを推進するため、あいさつの大切さの理解を深める標語づくりに取り組みました。地元の保育園児や児童から標語を募集し、選考の上、代表作品を決定しました。そして、その作品をのぼり等の啓発グッズにして地域イベントでの配布しながら、日常における「あいさつ」の輪を広げました。 (心豊かな美しいまちづくり)</p>
<p>■美しいまちづくり活動 花苗の配布、植栽 時期：5月、11月 場所：コミセンおおべ、地元保育園 参画人数：57人</p>	<p>美しいまちづくりを推進するため、花いっぱい運動の一環として、住民の集う場所で、花苗の配布や植栽による景観づくりを進めました。地元保育園児との花の植栽活動を通じた世代間交流も行いました。 (美しいまちの景観づくり、住民の交流)</p>
<p>■青少年健全育成活動 ①第8回おおべサマーシアター 時期：9月、場所：コミセンおおべ ②ほのぼの保育講演会 時期：11月、場所：コミセンおおべ ③ハートフル人権コンサート 時期：1月、場所：コミセンおおべ 参画人数：430人</p>	<p>地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、地元保育園や児童を対象に、①おおべサマーシアター（作品「サーリー＆パディのビーナツ大作戦」）、②ほのぼの保育講演会、③ハートフル人権コンサート（ちめいど）、以上の多彩なイベントを開催しました。 また、親子のきずなづくりや人とのつながりの大切さを学習する機会を提供しました。 (青少年の健全育成、地域ぐるみの子育て支援)</p>
<p>■住民交流イベントの開催 ①第10回桜づつみウォーク 時期：4月 場所：桜づつみ回廊(東条川・加古川沿い) ②第11回おおべのショーキャンペーン 時期：8月 場所：広渡廃寺跡歴史公園 ③ふれあいのつどい 時期：11月 場所：コミセンおおべ ④小野ハーフマラソン支援活動 時期：12月 場所：エクラ 参画人数：6,583人</p>	<p>住民交流と地域の賑わいづくりのために、各種イベントを開催し、幅広い世代の住民参加のもと、どのイベントも盛大なものとなりました。主なものは次の4つです。</p> <p>①桜づつみ回廊を花の開花と合わせ、ウォーキングするイベントを開催しました。参加者は約900人となり、大鍋で炊いた豚汁の振る舞いもしました。</p> <p>②大部のビックイベントとして、「おおべのショーキャンペーン」を開催。模擬店、大鍋による芋煮の無料配布、ステージでは二胡演奏をはじめ、保育園児の演技、児童のよさこい、フラダンス等多彩な催しを行い、会場は多くの住民で賑わいました。</p> <p>③文化の秋の時期に合わせ、大部のもう一つのビックイベントとして、「ふれあいのつどい」を開催。保育園児、小中学生、サークル生による作品展示、発表会、演芸大会を中心に行ない、子ども広場の設置、高齢者向けの囲碁ボーリング大会も実施。会場は幅広い世代の住民であふれ、約1,300人の参加者がありました。</p> <p>④「小野ハーフマラソン」の支援活動として、ランナーに対して、大部の大鍋で約4,300食の豚汁を振る舞い、もてなしのあるスポーツイベントを演出しました。選手の方から多くの感謝のことばをいただきました。 (住民の交流、地域の賑わいづくり、地域イベント支援)</p>
<p>■「三世代交流運動」の実施 ①三世代交流グラウンドゴルフ大会 時期：11月 場所：広渡町グラウンド 参画人数：120人</p>	<p>スポーツを通して地域住民の世代間の交流を図るため、子ども、成人、高齢者の三世代が一緒に競技するグラウンドゴルフ大会を開催。9町14チーム、120人の参加のもと、競技することで、地域の世代間交流を深めることができました。 (世代間の交流)</p>



青少年健全育成講演会



おおべのショーキャンペーン（バルーンリリース）



小野ハーフマラソン応援

○下東条地区地域づくり協議会

活動件名／時期／規模	内 容
<p>■花の植栽による「花いっぱい運動」 時期：5月、11月 場所：コミセン下東条 参画人数：60人</p>	<p>「ガーデニングシティおの」の形成を目指し、地域コミュニティの拠点であるコミセンを花いっぱいに飾りました。コミセン下東条の周辺にベゴニア、ハボタン等、季節に応じた花を数多く植栽し、まちにいろどりを与えました。 また、花を植栽したプランターを小田駐在所・JA下東条・小田郵便局に配置し、花いっぱい運動を地域に広げました。 (美しい景観づくり・環境美化)</p>
<p>■第38回下東条地区夏まつり 時期：8月 場所：コミセン下東条 参画人数：2,000人</p>	<p>地域住民の交流と地域の賑わいづくりのために、『みんなの和・えがおの輪』をテーマに掲げ、地域の夏まつりを盛大に開催しました。内容は、全員参加による総おどり、地元保育園児による太鼓おどり、サークル生のよさこいおどり、花火打ち上げ、各種模擬店など多彩な催しもので、会場は区長会、婦人部、保育園児等がまつりの輪に加わり、子どもから高齢者まで大勢の参加者で大変賑わいました。 (住民の交流、地域の賑わいづくり)</p>
<p>■第44回下東条地区体育祭の開催 時期：9月 場所：コミセン下東条 参画人数：1,500人</p>	<p>幼児から高齢者までみんなが参加できる体育競技を通じて、地域住民の交流を図るため、地区として44回目となる体育祭を開催しました。各競技は各町対抗の形で行い、当日は各種競技とも大きな歓声にあふれ、地域全体の住民がふれあえるイベントとなりました。 (住民交流、スポーツ振興)</p>
<p>■球技大会イベントの開催 ①下東条地区 ソフトボール大会 時期：5月 場所：旭丘中ほか ②下東条地区 バレーボール大会 時期：11月 場所：中番小体育館ほか 参画人数：500人</p>	<p>住民の交流と健康づくりのために、5月にソフトボール大会、11月にバレーボール大会を開催しました。 ①ソフトボール大会では、9チームが3ブロックに分かれ町別対抗戦で試合を行い、白熱した試合展開となり、盛大に大会を終えることができました。 ②バレーボール大会では、男子の部2チーム、女子の部5チーム、男女混合4チームに分かれ、町別対抗戦を行いました。どの試合も熱戦の好ゲームとなり当日は大いに盛り上がりました。 (住民交流、健康づくり)</p>
<p>■高齢者交流イベントの開催 ①グラウンドゴルフ大会 時期：7月、9月、12月、2月 場所：こだまの森 ②ゲートボール大会 時期：6月、10月 場所：住吉町ゲートボール場 参画人数：570人</p>	<p>高齢者の健康増進と親睦交流を深めるため、グラウンドゴルフ、ゲートボールの大会を開催しました。 ①グラウンドゴルフ大会では、こだまの森をラウンドする町別対抗戦を行いました。本大会には20チーム以上の参加があり、回を重ねるごとに競技レベルが向上してきています。 ②ゲートボール大会では、市長杯等の大会出場の選考会を兼ねた町別対抗戦を行いました。5チームの参加がありました。いずれのイベントとも高齢者のふれあい交流の場を与えるとともに、日常的な練習を含むゲートボール等の運動を通じた健康づくりに寄与しています。 (高齢者の健康増進、交流)</p>
<p>■第38回下東条地区文化祭の開催 時期：11月 場所：コミセン下東条 参画人数：2,500人</p>	<p>世代を超えた地域住民の親睦と交流を図るため、地域の一大イベントとして文化芸能の発表を中心とした文化祭を開催しました。イベントでは、次のとおり盛りだくさんの各種イベントを実施し、大変多くの住民で賑わいました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鼓笛パレード&ダンス（保育園児） ②作品展示（サークル生、地元小学生・旭丘中、保育園児、老人会等） ③模擬店（地域ボランティア、味彩会、婦人部、サークル生） ④芸能発表会（サークル生、一般参加） ⑤子ども広場、動物ふれあい広場 ⑥お楽しみ抽選会 <p>(住民交流、地域の賑わいづくり)</p>



下東条夏まつり



下東条地区 体育祭



高齢者交流グラウンドゴルフ大会

平成29年度 小野市役所 福祉関係の相談窓口

担当課	主な業務内容	電話
社会福祉課	民生児童委員に関すること 生活保護に関すること 障がい者福祉に関すること	63-1011
子育て支援課	児童福祉に関すること 保育所に関すること 放課後児童クラブに関すること ひとり親の支援に関すること	63-1645
市民課	公的年金に関すること 国民健康保険に関すること 後期高齢者医療に関すること	63-1005（市民） 63-1016（年金） 63-1469（保険・医療）
健康課 (福祉総合支援センター)	健康（予防）に関すること <ul style="list-style-type: none">・ 健康診査、相談・ 母子保健・ 予防接種 など	63-3977
高齢介護課 (福祉総合支援センター)	高齢者福祉に関すること 介護保険に関すること 介護サービスの利用等、高齢者の総合相談に 関すること	63-1060（長寿） 63-1509（介護） 63-2174（包括）
シニア活躍推進課 (福祉総合支援センター)	高齢者が新たなまちづくりの担い手として活躍 できる仕組みづくりの構築に関すること	63-2684

小野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく小野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うに当たり、小野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民団体の代表者等
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 市民から公募する者
- (5) 行政関係者
- (6) その他前条に規定する所掌事務を遂行するために必要であると市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第3期小野市地域福祉計画策定委員会委員名簿

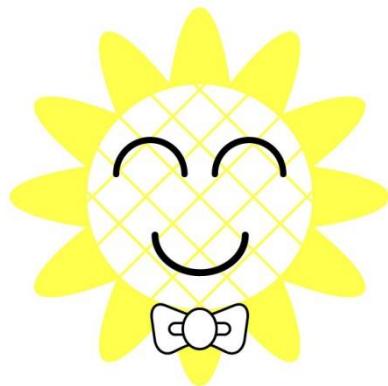
(敬称略)

選出区分	氏 名	団体名	役職等
学識経験者	◎ 田端 和彦	兵庫大学	副学長
	○ 岡村 龍一郎	小野市・加東市医師会	副会長
住民団体の代表者等	藤本 修造	小野市連合区長会	会長
	貝原 一	小野地区地域づくり協議会	会長
関係団体の代表者等	近都 征二	小野市民生児童委員協議会	会長
	田中 恒子	小野ボランティアグループ連絡会	会長
	今井 恵三	小野市老人クラブ連合会	会長
	原田 美登利	小野市女性団体連絡協議会	会長
	横山 種機	小野商工会議所	専務理事
	陰山 千鶴	兵庫県保育協会小野支部	支部長
	飛田 協子	北播磨市民活動支援センター	理事マネージャー
	窄口 真吾	小野市社会福祉協議会	地域福祉コーディネーター
公募委員	濱中 かすみ	公募委員	—
行政関係者	西田 俊哉	兵庫県（加東健康福祉事務所）	監査・福祉課長
	前田 美樹	障がい者地域生活・相談支援センター	相談支援専門員
	橋本 浩明	地域振興部	部長
	安田 和男	教育委員会	次長
	松井 孝	市民福祉部	部長

※ ◎は委員長、○は副委員長

地域福祉計画策定委員会の開催経過

	開催年月日	主な内容
第1回	平成29年 8月9日	・委嘱状の交付 ・地域福祉計画について ・アンケート調査について ・委員長、副委員長の選出 ・アンケート調査について
第2回	平成29年 11月28日	・アンケートの集計結果等について ・第3期計画の骨子（案）について
第3回	平成30年 2月2日	・第3期計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
第4回	平成30年 3月9日	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期計画の本案について



第3期小野市地域福祉計画

平成30年3月

小野市市民福祉部社会福祉課

〒675-1380

兵庫県小野市王子町806番地の1

TEL (0794) 63-1011

FAX (0794) 63-1204

E-Mail sha-fukusi@city.ono.hyogo.jp